



※ 国直轄及び水資源機構直轄のダム事業を示す。

【近畿地方整備局資料より】

新たな河川整備を目指して

— 委員会の新たな展開と第2次委員会発足以降の動き —



新たな河川整備を目指して
2006年1月発行

淀川水系流域委員会

庶務：みずほ情報総研株式会社
〒541-0042 大阪市中央区今橋4-2-1（大阪富士ビル8F）
TEL：(06) 6222-5870 FAX：(06) 6222-5871
E-mail：yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp
流域委員会ホームページアドレス <http://www.yodoriver.org/>

2006年1月
淀川水系流域委員会

ごあいさつ

平成9年の河川法改正からまもなく9年が経過しようとしています。平成9年の河川法改正は、それまでの河川整備の基本理念としての「水害防止（治水）および水資源利用の確保（利水）」ということに加え、新たに「河川環境の状況の考慮（環境）」という第3の要素を追加するとともに、河川管理者が河川整備計画の案を作成しようとする段階で、学識経験者の意見を聴くこと、および、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることを求め、河川整備に関する計画策定方法についての民主的手続を規定しました。

この平成9年の河川法改正は従前の河川整備の理念および計画策定手続を大きく変革する大改正でしたが、その変革をどのように具体化するかということについては法は敢えて規定せず、様々な改革の可能性を与えることにより、新しい改革の取り組みを期待したものであり、様々な試み、挑戦が為されてしかるべきものでありました。しかしながら、現実には、多くの河川において、学識経験者の意見を聴くための組織が設置されたものの、その審議の形や内容は従来の枠組みをほぼ踏襲するものであり、形式的な役割を果たすに止まっているように見受けられます。

淀川水系流域委員会と近畿地方整備局においては、河川法改正の趣旨を最大限生かし、21世紀の新しい河川整備のあり方とその具体的な方策の構築をめざすという共通認識のもとに、自らが「淀川モデル」と称する新しい計画策定の手順と新しい審議の形を実践することにより、21世紀の河川整備の模範となり得る河川整備計画案の策定に向けて、これまで5年間にわたる相互努力を行ってきました。この間、委員会と河川管理者双方の努力を支えてきたものは、河川環境の現状を真剣に憂い、新しい河川整備のあり方をめざそうとする共通の思いであり、「淀川モデル」はこのような真摯な思いの下で生まれてきたものです。もちろん、委員会と近畿地方整備局の取り組みは、正に新しい改革への試みであり、未だ道半ばで多くの課題があることは間違いありません。改革は一朝一夕には適うものではありません。不断の改革に向けた真摯な思いと挑戦が不可欠であり、このような努力を正しく理解することが何よりも大切なのではないのでしょうか。

このパンフレットは、淀川水系流域委員会誕生迄の半年間と誕生後今日迄の5年間の活動の歴史と検討審議の軌跡をとりまとめたものであり、21世紀の新しい河川整備のあり方についての委員会の考え方、および、委員会が実践してきた新しい計画策定の手順と新しい審議の形—「淀川モデル」—を明らかにしたものです。今後、このパンフレットが、全国の公共事業計画の検討・審議の参考となり、改革への挑戦の気運となって広まることを心から願いますとともに、全国の川にかかわる人々と新しい河川整備のあり方をめざす想いを共通のものにしたいと願っています。

平成18年1月31日

淀川水系流域委員会委員長 寺田武彦

目次

新たな川づくりを目指したチャレンジ	3
河川法改正の内容	3
検討の流れ	5
1. 淀川モデルの構築から基礎案の提示まで	6
淀川モデルの試み	6
検討の流れ	8
意見書を踏まえた基礎案の概要	10
2. 委員会の新たな展開	24
委員会の役割の追加	24
ダムに係る審議を行うダムWGの設置	25
検討の流れ	25
検討結果の概要	26
3. 第2次委員会の発足	34
「淀川水系5ダムについての方針」	36
「淀川水系5ダムについての方針」に対する見解	40
淀川水系5ダムの調査検討についての意見	44
第1次淀川水系流域委員会委員名簿	56
第2次淀川水系流域委員会委員名簿	58
委員会規約	59

川づくり、新しい時代へ

いま、淀川は変革の時期を迎えています。

淀川水系は

その流域に住む人々や生物にとって多面的・複合的な価値をもつかけがえのない存在です。

- ・世界有数の古代湖である琵琶湖が存在します。
- ・固有種を含む多様な生物の宝庫です。
- ・古くから人間が住み、豊かな社会、文化が展開した地域です。

しかし・・・

川の状況は大きく変化し、深刻な状況にあります。

- ・水質の悪化によって、生物の生息・生育環境が劣化しています。
- ・人と川との係わりが希薄化しています。

このような河川の荒廃は

河川整備や河川管理において、河川環境に対する配慮が欠如していたことや河川や湖がもつ自然機能が軽視されていたことが原因です。

- ・水質や生態系保全等に対する配慮が欠如していました。
- ・治水では河道の直線化やコンクリート護岸など近代工法に頼った整備をすすめてきました。
- ・利水では河川水をもっぱら水資源として利用・開発をすすめてきました。

いまこそ、川づくりの理念を変革し、「失われつつある淀川水系の自然と文化の回復」を目指す必要があります。

新たな川づくりを目指したチャレンジ

河川法改正の内容

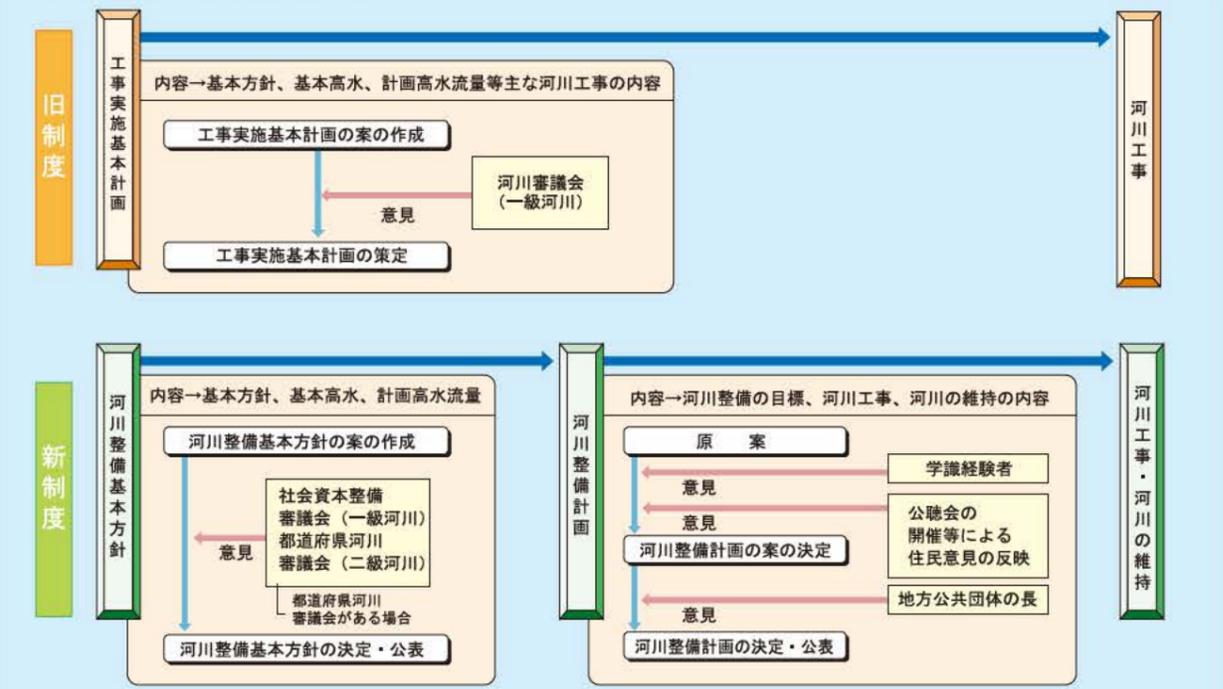
平成9年（1997）の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました。また、これまでの「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになり、後者については、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きが導入されました。

河川法改正の流れ



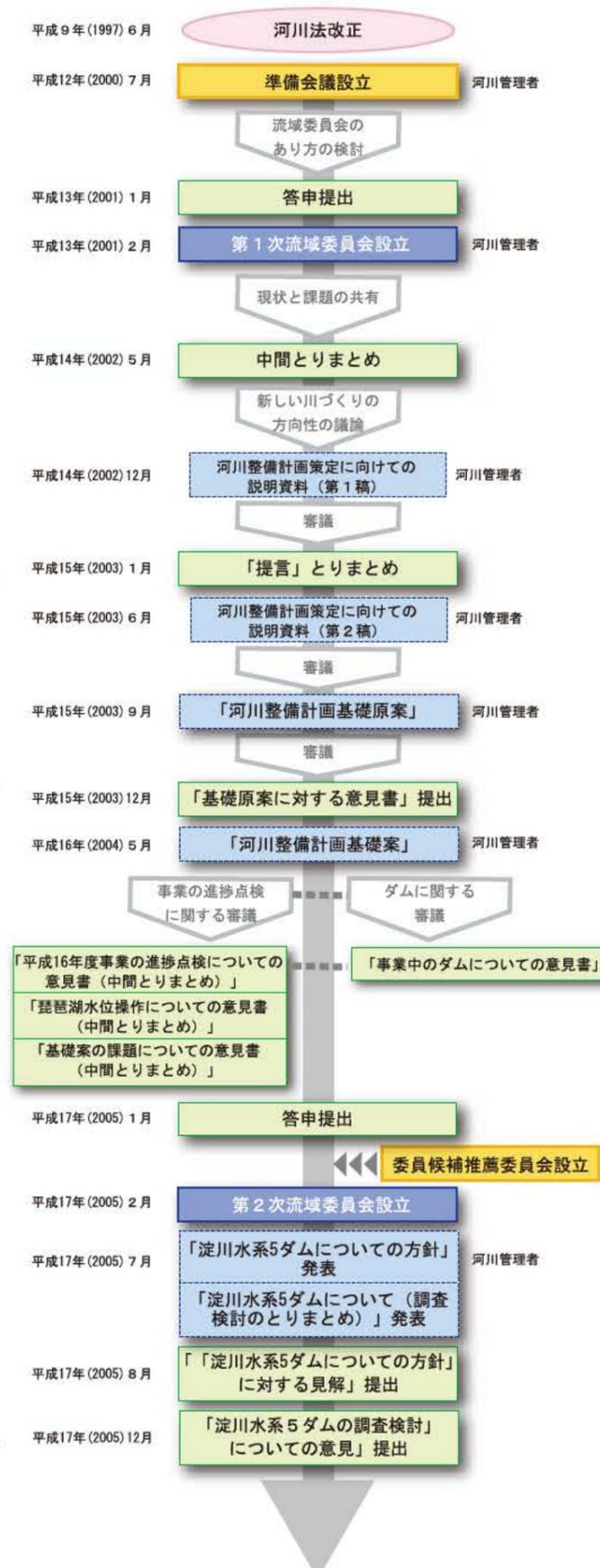
【近畿地方整備局資料より】

新しい河川整備の計画制度



【近畿地方整備局資料より】

検討の流れ



淀川水系流域委員会は、淀川水系における「河川整備計画」について学識経験を有する者の意見を聴く場として、平成13年(2001)2月、国土交通省近畿地方整備局(河川管理者)によって設置され、これまで、「中間とりまとめ」および「提言」、「基礎原案に対する意見書」をとりまとめ、公表してきました。

その後、近畿地方整備局の要請により河川事業、ダム事業に関わる再評価及び事後評価という新たな役割が加えられ、平成16年(2004)7月の委員会規約改正を経て、「事業の進捗点検についての意見書(中間とりまとめ)」をとりまとめ、公表しました。また、ダムに係る審議を行うダムWGを設置し、「事業中のダムについての意見書」をとりまとめ、公表しました。

さらに、委員候補推薦委員会の答申を踏まえ、平成17年(2005)2月には第2次流域委員会が発足し、平成17年(2005)8月には「淀川水系5ダムについての方針」に対する見解、12月には「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」をとりまとめ、公表しました。

このパンフレットは、平成13年2月の流域委員会設置から、これまでの経緯をとりまとめたもので、広く淀川水系流域委員会の取り組みを知っていただき、新しい時代の川づくりにつながることを期待するものです。

1 淀川モデルの構築から基礎案の提示まで (平成12年(2000)7月～平成16年(2004)5月)

淀川モデルの試み

淀川モデルとは、新しい審議方針として、多様な価値観を持つ委員からなる淀川水系流域委員会を立ち上げ、みんなが議論を深めていく中で新たな河川管理の方向性を提示する方法を称するもので、新しい公共事業のモデルになると思いを込めて名づけました。

淀川モデルには次のような特徴があります。

従来にない審議のプロセス

- ・計画の原案が示される前の段階からみんな(委員・河川管理者)で議論しました。
- ・流域委員会からの提言を出発点として河川管理者が計画の原案を作成しました。

幅広い意見の聴取

- ・住民等からの意見聴取の試行、現地視察・調査を行い、住民等の意見および現場から学習しました。

情報公開、透明性の確保

- ・会議および会議資料・議事録等をすべて一般に公開しました。
- ・意見募集やシンポジウム、説明会など一般に対して積極的に情報発信を行いました。

委員会による自主的な運営

- ・流域委員会自らが、審議の進め方、内容を決定しました。
- ・運営に関する事務は第三者である民間企業に委託されました。

委員が「提言」、「意見書」等を執筆

- ・「中間とりまとめ」、「提言」、「意見書」は委員自らが執筆しました。

淀川水系流域委員会の概要

◆設置の目的

「淀川水系流域委員会」は、淀川水系における「河川整備計画」について学識経験を有する者の意見を聴く場として、平成13年(2001)2月1日に国土交通省近畿地方整備局によって設置されました。

◆流域委員会の役割

その役割は下記の通りです。

淀川水系河川整備計画(直轄管理区間を基本)の作成にあたって、関係住民の意見の反映方法について意見を述べるとともに、同河川整備計画について意見を述べる。

◆委員会の構成

広範囲に及ぶ河川の状況や上下流、河川間のバランスも考慮し、委員会とその下部組織である地域別部会により構成されています。

◆委員会の委員

治山・砂防、洪水防御、河道変動、水資源、農林漁業、動物、自然保護、植物、水環境、水質、教育、法律、経済、水文化、地域・まちづくり、生態系、マスコミ、河川環境一般、地域の特性などの幅広い分野からなる53名の委員で構成されています。

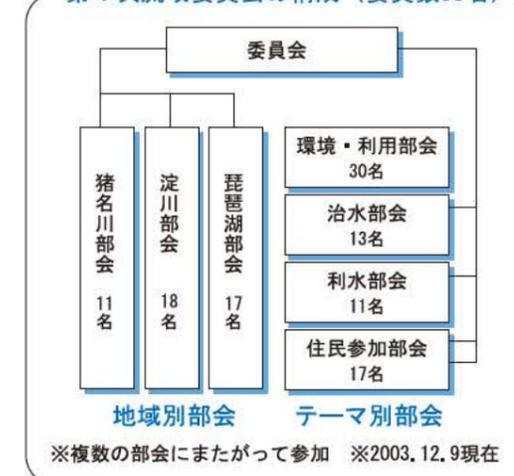
◆委員会の公開方法

会議そのものや会議資料をホームページやニュースレター等あらゆる手段で公開しています。

◆関係住民等の意見聴取方針

住民からの意見が寄せられるのを待つのではなく、河川利用の現場に赴くなどして、より積極的に意見を聴取することなど多様な意見聴取方法を取り入れ、できるだけ広範囲に多様な住民の意見を聴取しています。

第1次流域委員会の構成(委員数53名)



委員会立ち上げ経緯

◆準備会議の設立(平成12年(2000)7月)

淀川水系流域委員会準備会議が近畿地方建設局(現近畿地方整備局)によって設置されました。

◆答申の提出(平成13年(2001)1月)

準備会議は、約半年にわたって流域委員会のあり方(組織構成、委員、情報公開、住民意見の聴取方法など)について審議し、近畿地方建設局に答申を行いました。委員会は、この答申を踏まえ設置されています。なお、答申後、設立会、部会発足会等により委員会設立の周知を図りました。

◆流域委員会の設立(平成13年(2001)2月)

準備会議は、委員選定にあたって、準備会議委員や河川管理者の推薦に加え、一般からの公募を行いました。また、治水、利水、環境、人文、その他の幅広い分野や、地域の特性に詳しい方々も委員候補として推薦しました。

検討の流れ

淀川水系流域委員会では、淀川水系河川整備計画の策定に向けて審議を行い、意見の具申又は答申を行っています。

中間とりまとめおよび提言とは

「中間とりまとめ」とは、流域委員会での、現状の共有、課題の検討を経て、今後の川づくりの方向性を示したものです。

「提言」は、川づくりの理念の転換を提示したもので、一般からの意見募集、ワーキンググループによる特定項目の検討等によって「中間とりまとめ」を統合、進化させ作成しました。

提言の概要

	現状	これから
環境	治水・利水を中心とした河川整備	河川や湖沼の環境の保全・再生を重視する
治水	一定規模以上の洪水に対する水害の発生防止	いかなる大洪水に対しても被害を回避・軽減することをめざす
利水	水需要の拡大に応じた水資源開発	水需給を管理し一定の枠内でバランスをとる
利用	人間を中心とした利用	河川生態系と共生する利用を図る
住民参加	・行政主導の計画策定 ・人と河川との係わりが希薄	多様な意見を聴取し、計画づくりに参加してもらう

※ 提言の詳細は、淀川水系流域委員会ホームページ (<http://www.yodoriver.org>) の「委員会の活動報告/委員会の検討の流れ/「提言」とりまとめ」をご覧ください。

河川整備計画基礎原案とは

淀川水系河川整備計画基礎原案は、近畿地方整備局が平成14年12月及び平成15年6月に示した、「河川整備計画選定に向けての説明資料（第1稿）、（第2稿）」と、それに対する意見を踏まえて作成したものです。

基礎原案は、流域の概要、現状の課題、河川整備の基本的な考え方、河川整備の方針、具体的な整備内容によって構成されています。また、基礎原案の”具体的な整備内容”に記載された事案について、事案ごとに内容を説明した「淀川水系河川整備基本計画基礎原案」に係る具体的な整備内容シートも併せて示されています。

基礎原案に対する意見書とは

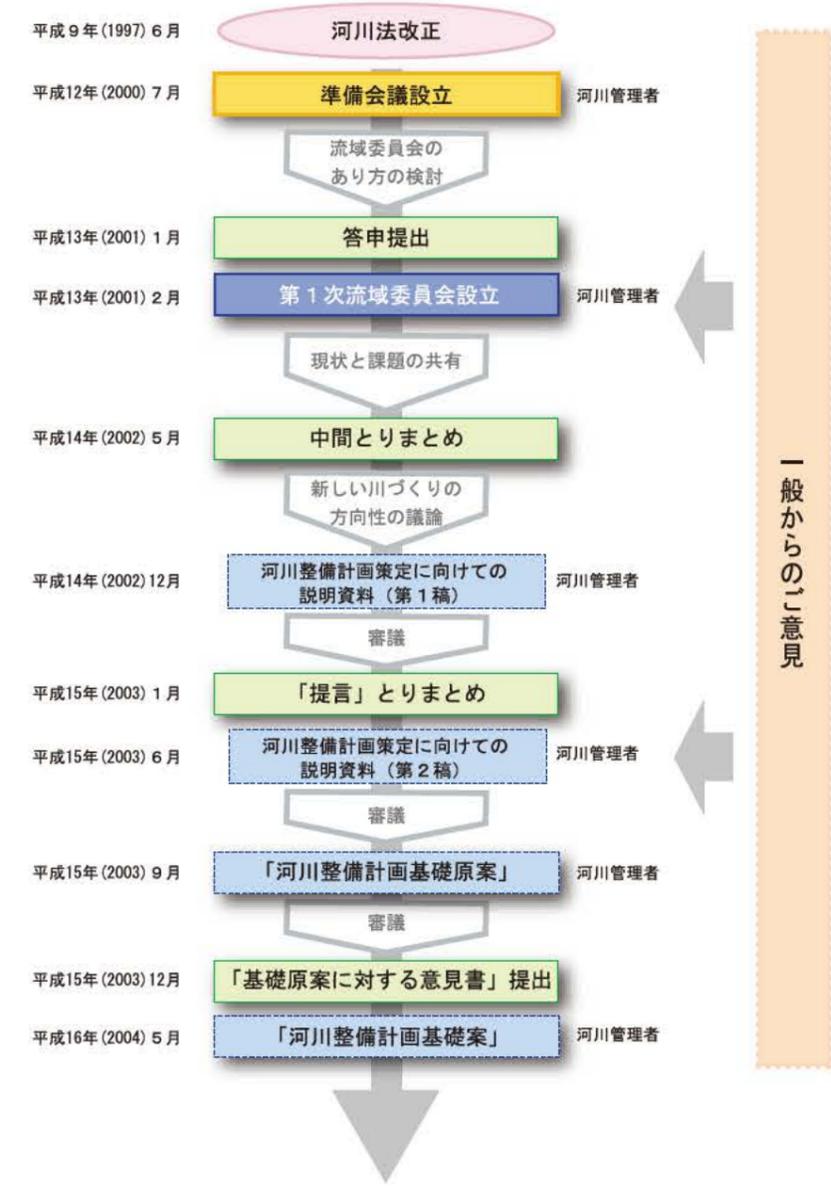
「基礎原案に対する意見書」は、平成15年1月17日に河川管理者に提出した「提言」の内容を踏まえて、平成15年9月5日に河川管理者から提示された基礎原案について審議し、まとめたものです。この意見書は、以下の2つの意見書で構成されています。

- ・意見書1 淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書
- ・意見書2 計画策定における住民意見の反映についての意見書

※ 意見書の詳細は、淀川水系流域委員会ホームページ (<http://www.yodoriver.org>) の「委員会の活動報告/委員会の検討の流れ/「基礎原案に対する意見書」提出」をご覧ください。

河川整備計画基礎案とは

淀川水系河川整備基本計画基礎案は、近畿地方整備局が平成14年12月及び平成15年6月に示した、「河川整備計画選定に向けての説明資料（第1稿）、（第2稿）」及び「河川整備基本計画基礎原案」と、それに対する意見を踏まえて作成したものです。



意見書を踏まえた基礎案の概要

淀川水系流域委員会が提出した「提言」を出発点として、河川管理者によって「淀川水系河川整備計画基礎原案」が作成されました。淀川水系流域委員会が基礎原案に対する意見を取りまとめて提出した「基礎原案に対する意見書」等を踏まえ、基礎原案に変更を加えた「河川整備計画基礎案」が平成16年（2004）5月に近畿地方整備局から提示されました。

ここでは、流域委員会が提出した意見書により、基礎原案にどのような変更点に加えられ基礎案となったのか、主な変更点について該当箇所にアンダーラインで示します。なお、基礎案ではアンダーラインで示した箇所以外にも変更箇所があります。

※ 提言の詳細は、淀川水系流域委員会ホームページ（<http://www.yodoriver.org>）の「委員会の活動報告／委員会の検討の流れ／「提言」とりまとめ」を、また意見書の詳細は、同ホームページの「委員会の活動報告／委員会の検討の流れ／「基礎原案に対する意見書」提出」をご覧ください。

※ 変更点の詳細は、淀川水系流域委員会ホームページ（<http://www.yodoriver.org>）の「委員会の活動報告／平成13～16年度／委員会」（http://www.yodoriver.org/h13_16/iin/index.html）から、「第29回委員会配布資料2-1 淀川水系河川整備計画基礎案」および「資料2-2 淀川水系河川整備計画基礎案 比較表」をご覧ください。

平成15年（2003）9月

「河川整備計画基礎原案」（河川管理者）



平成15年（2003）12月

「基礎原案に対する意見書」提出



平成16年（2004）5月

「河川整備計画基礎案」（河川管理者）

■ 新たな川づくりの方向性について

基礎原案

◆河川整備の基本的な考え方

環境、治水、利水、利用の課題に対して、河川管理者のみによる河川内での対応には限界がある。従って、流域的視点にたつて、流域のあらゆる関係者が連携協力し、健全な水循環系の確保に向けた努力を積み重ねることを前提に、以下を基本に据えて淀川水系の河川整備計画を策定する。

- ①「生態系が健全であつてこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」との考え方を踏まえて、河川環境の保全・再生を図る。
- ②洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進するが、狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る。
- ③水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す。
- ④河川の利用は、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とする。

◆順応的な計画

河川整備計画にとりまとめる施策は、今後の社会状況の変化や、施策実施中並びに実施後のモニタリング等による施策の再評価に応じて、現状認識・基本的な考え方・方針の変更を含めて、流域委員会や住民、自治体等の意見を聴く等、所定の手続きを経て、随時、計画を改定し、追加・修正・中止等を行うものである。

意見書

- ◆基礎原案の内容は河川法改正の趣旨に沿っており、また、流域委員会の提言をよく反映しており高く評価できる。
- ◆これらの計画をいかに早く具体化するかが問題である。流域委員会は意見書の中でそれを支援するための方策を数多く提案しており、河川管理者が住民、自治体と協力しながら、実現に向かって進んでいくことが重要である。

基礎案

◆流域と一体の対応と住民参加

環境、治水、利水、利用の課題に対して、河川管理者のみによる河川内での対応には限界がある。従って、流域的視点にたつて、流域のあらゆる関係者が、情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、連携協力し、健全な水循環系の確保に向けた努力を積み重ねることを前提に、以下を基本に据えて淀川水系の河川整備計画を策定する。

- ①「生態系が健全であつてこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」との考え方を踏まえて、河川環境の保全・再生を図る。
- ②洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進するが、狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る。
- ③水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す。
- ④河川の利用は、自由使用の原則のもと、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とする。

◆順応的な計画

河川整備計画にとりまとめる施策は、今後の社会状況の変化や、施策実施中並びに実施後のモニタリング等による施策の再評価に応じて、現状認識・基本的な考え方・方針の変更を含めて、流域委員会や住民、自治体等の意見を聴く等、所定の手続きを経て、随時、計画を改定し、追加・修正・中止等を行うものである。

■ みんなが協力する計画づくりと進め方について

基礎原案

- ◆事業の実施、検討・見直し
 具体的施策で「実施」と記述する施策は今後速やかに実施していく。「検討」、「見直し」と記述した施策は、今後実施の可否も含めて検討・見直しを行い、検討・見直しの結果がでた時点で、流域委員会や住民、自治体等の意見を聴いた上、決定する施策である。
- ◆情報公開・連携・協働
 (情報の共有と公開及び意見交換)
 河川管理者は、河川に関する積極的な収集と解りやすい情報を発信し、住民との意見交換が継続的に行えるような機会を設ける。
 (住民との連携・協働)
 今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討段階から住民及び住民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。
 (自治体・他省庁との連携)
 関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周到な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題については、淀川水系流域委員会に報告するとともに、広く一般に公開して、住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。

意見書

- ◆事業の実施、検討・見直しについては、「実施の可否も含めて、検討・見直しを行い」としたことが注目される。積極的な検討・見直しを期待する。
- ◆対話集会は、継続して行うべきである。試行錯誤の中からよりよい手法に進化していくことを期待する。河川管理者はあらゆる種類の情報を提供することが必要である。
- ◆河川レンジャー（仮称）の早期発足と発展を期待する。流域委員会も支援する。
- ◆自治体や他省庁との十分な情報共有が必要である。例えば、「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」や「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」の設置が注目され、新たな取り組みが今後の河川整備に役立つことを期待する。

基礎案

- ◆事業の実施、検討・見直し
 具体的施策で「実施」と記述する施策は今後速やかに実施していく。「検討」、「見直し」と記述した施策は、今後実施の可否も含めて検討・見直しを行い、検討・見直しの結果がでた時点で、流域委員会や住民、自治体等の意見を聴いた上、決定する施策である。
- ◆情報公開・連携・協働
 (情報の共有と公開及び意見交換)
 河川管理者は、河川に関する積極的な収集と解りやすい情報を発信し、学識経験者、住民との意見交換が継続的に行えるような機会を設ける。
 (住民との連携・協働)
 今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討段階から学識経験者、住民・住民団体との連携を積極的に行っていく。
 (自治体・他省庁との連携)
 関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周到な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題については、淀川水系流域委員会に報告するとともに、広く一般に公開して、住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。

■ 豊かな川の環境をとりもどすために：河川環境 《河川環境全般》

基礎原案

- ①河川整備にあたって、河川環境のモニタリングを実施するとともに得られた基礎資料を基に生物及び生物の生息・生育環境に関する評価を行い、関係機関と連携して、その情報を一元化し、その結果を公表する。
- ②河川環境の保全・再生の指標を設定することについて、関係機関と連携して検討する。
- ③河川管理者以外のものが管理している施設についても、河川管理者と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善策について指導・助言等を行う。

意見書

- ◆これまで河川整備に関する事業は、治水・利水・環境という順番で説明されることが多いが、基礎原案では、提言と同じように環境から説明を始めている。これは環境を重視するということの意味しており、評価する。
- ◆基礎原案の3項目はいずれも重要である。
- ◆環境は、これまでの河川管理者がどちらかといえば不得手としてきた分野であり、できるだけ幅広い分野の学識経験者（有識者や地元の状況に詳しい人等の様々な人を含む）の協力を得て検討する必要がある。
 モニタリングは、実施するだけでなく、その結果を河川整備に活用することが重要であり、結果の活用を期待する。

基礎案

- ①河川整備にあたって、河川環境のモニタリングを実施するとともに得られた基礎資料を基に生物及び生物の生息・生育環境に関する評価を行い、関係機関と連携して、その情報を一元化し、その結果を公表する。
- ②河川環境の保全・再生の指標を設定することについて、関係機関と連携して検討する。
- ③指標の検討、設定に関しては、各地域ごとに設置する「淀川環境委員会」等の助言を得るとともに、関係機関と連携を図る。
- ④河川管理者以外のものが管理している施設についても、河川管理者と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善策について指導・助言等を行う。
- ⑤河川環境の保全と整備を進めていくため、生物や生物の生息・育成環境等に関する専門知識の習得に向け、研修の充実等を図る。



淀川楠葉地区1号ワンド



淀川城北地区ワンド群

《川の形状：川が川をつくることを目指して》

基礎原案

- ◆横断方向の河川形状の修復
水陸移行帯の保全・再生を図るため、横断方向の河川形状の修復を実施する。横断方向の河川形状の修復方法等について検討する。
- ◆縦断方向の河川形状の修復
現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の新設を実施する。本川と支川との合流部において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。
- ◆湖と河川や流域との連続性の確保と修復
琵琶湖及び流入する河川との連続性を回復することについて、滋賀県と連携・調整する。

意見書

- ◆自然環境・生態系の面から考えた場合、川の形状については、なだらかな水辺、ゆるやかな形状の変化が求められる。
- ◆横断方向（川を横切る方向のこと）には、できるだけ広い水陸移行帯をつくることが重要である。
- ◆縦断方向（川に沿った方向のこと）については、できるだけ落差の少ない川とすることが重要である。理想的には、低い落差工を組み合わせ、魚道を造らなくても魚類が遡上・降下できることが望ましいが、当面は魚道の改築や新設が必要である。
- ◆地元の人たちの意見も聴いて、より有効な魚道の新設・改築が望まれる。

基礎案

- ◆横断方向の河川形状の修復
水陸移行帯の保全・再生を図るため、横断方向の河川形状の修復を実施する。横断方向の河川形状の修復方法等について検討する。
- ◆縦断方向の河川形状の修復
現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の新設を実施する。本川と支川との合流部において、関係機関と連携して、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。
- ◆湖と河川や流域との連続性の確保と修復
琵琶湖と流入する河川、水路、水田等の陸域との連続性を回復することについて、滋賀県と連携・調整する。

《水量：変化ある川を目指して》

基礎原案

- ①治水や利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために有効な操作方式や放流量等を検討し、試験操作を踏まえてダム・堰の適正な運用を検討する。
- ②周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。
- ③下流河川で逃げ遅れによる魚類の斃死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。

意見書

- ◆基礎原案の①と③の項目については、治水・利水への影響を把握するとともに、このような攪乱を生じさせる操作が河川環境にどのような影響を与えるのか等の効果の確認が必要である。
- ◆基礎原案の②の項目については、瀬切れ・水質汚濁といった問題が深刻であるため、瀬切れの原因を解明した上で、水利用の実態や水収支も含めて検討し、早期に解決を図ることが望まれる。

基礎案

- ①治水や利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために有効な操作方式や放流量等を検討し、試験操作を踏まえてダム・堰の適正な運用を検討する。
- ②周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。
- ③下流河川で逃げ遅れによる魚類の斃死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。



瀬田川洗堰

《水質：きれいな水の流れる川、泳げる川を目指して》

基礎原案

- ①流域全体として水循環と河川環境の状態を把握できる総合的な流域水質管理システムの構築を目指すものとして、水質汚濁防止連絡協議会の従来の委員に加え、環境省、農林水産省、厚生労働省等の関係機関並びに水質特性に詳しい学識者や住民活動等に詳しい有識者等が参加した琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立に向けて、準備会を設けて検討する。
- ②琵琶湖北湖の低層の水質の状況を把握するための調査に、滋賀県と連携して取り組む。
- ③ダム湖の底質モニタリングを継続実施し、必要があれば底質改善対策等について検討する。
- ④河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施するほか、河川水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野に入れた総負荷量削減のため関係機関や住民との連携を図るとともに、ダイオキシン類等の有害化学物質対策等についても必要があれば検討する。

意見書

- ◆いずれも重要な事項で、早期の実施・検討が望まれる。
- ◆基礎原案の①の項目「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」については、連携すべき具体的な省庁名をあげ、これまでの枠を越えようとする河川管理者の挑戦する意欲を高く評価する。実現のためには、「統合的な流域水質管理システム」と「河川の流入総負荷量管理」が必要であり、積極的に取り組むことを期待する。将来的には、生態系や景観等河川環境全般の保全・回復を目指した協議会に発展させていく方向で検討されたい。

基礎案

- ①流域全体として水循環を踏まえた総合的な流域水質管理システムの構築を目指すものとして、水質汚濁防止連絡協議会の従来の委員に加え、環境省、農林水産省、厚生労働省等の関係機関並びに水質特性に詳しい学識者や住民活動や水質等に詳しい有識者等が参加した琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立に向けて、準備会を設けて検討する。
- ②琵琶湖北湖の低層の水質の状況及び湖棚の有機性堆積物の状況を把握するための調査に、滋賀県と連携して取り組む。
- ③ダム湖の底質モニタリングを継続実施し、必要があれば底質改善対策等について検討する。また、既設の副ダムを水質保全等の目的として、継続して活用する。
- ④河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施するほか、河川水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野に入れた総負荷量削減のため関係機関や住民との連携を図るとともに、ダイオキシン類等の有害化学物質対策等についても必要があれば検討する。



琵琶湖の刺網漁



ビワマス飯

■洪水の被害をできるだけ小さくするために：治水・防災

《みんなで考え、日頃から流域全体で備える》

基礎原案

狭窄部の開削及び無堤部の築堤は、下流への流量増により破堤の危険度を増大させる為、下流の破堤の危険度を増大させないという観点から、下流の河川整備の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行う。

- ①自分で守る（情報伝達、避難体制整備）
過去の災害の状況を体験者の生の体験談を広く伝えること等により防災に対する意識の啓発を図る。また、河川の出水状況や危険性について、自治体や住民への情報提供を目的とした、河川情報表示板などを設置していく。
- ②みんなで守る（水防活動、河川管理施設運用）
水防団との連絡会において、課題を踏まえた支援の方策等について検討する。
- ③地域で守る（街づくり、地域整備）
氾濫原における土地利用規制や移転促進方策について自治体の検討を支援する。

等

意見書

- ◆「水害は必ず発生する」という観点に立つと、洪水氾濫を想定した対策を考える必要があり、住民自身も自ら水害に備える必要がある。
- ◆河川の中での対応だけでなく、流域全体で治水へ対応することを重視する姿勢は適切である。
- ◆「自分で守る」「みんなで守る」「地域で守る」といったネーミングは簡潔明瞭で、分りやすい表現である。
- ◆「自分で守る」という表現は、個人の注意を喚起する利点があるが、個人からの「情報を収集」という視点が十分とは言えない。
- ◆数人～数百人の集団を適切に避難させるための対応が課題である。

基礎案

狭窄部の開削及び無堤部の築堤は、下流への流量増により破堤の危険度を増大させる為、下流の破堤の危険度を増大させないという観点から、下流の河川整備の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行う。

- ①自分で守る（情報伝達、避難体制整備）
過去の災害の状況を体験者から直接聴き、その生の声を記録に残し、広く伝えるとともに、地域で伝わってきた洪水に対する心がけや知恵、工夫等を聴き、災害時行動に活かすことを検討する。
また、河川の出水状況や危険性について、自治体や住民への情報提供を目的とした、河川情報表示板などを設置していく。また、水防活動の際、現場でも迅速な判断ができるよう量水標などの簡易な情報入手手段の整備を行う。
- ②みんなで守る（水防活動、河川管理施設運用）
水防団との連絡会において、課題を踏まえた支援の方策等について検討する。また、地域の住民が自発的に、水防活動、救出・救護、集団避難、給水・給食、避難訓練、住民の所在確認などの防災活動を行う自主防災組織の活性化を支援する。
- ③地域で守る（街づくり、地域整備）
氾濫原における氾濫特性を踏まえた土地利用規制や移転促進方策について自治体の検討を支援する。

等

《堤防を壊れにくくする》

堤防によって多くの生命と資産が守られている現状において、ソフト施策を含む洪水を地域で受け止める対策を進めるとともに、既存の堤防の強化を緊急的に実施する。

◆高規格堤防

淀川（本川）では、まちづくり計画との調整が図られた箇所から随時整備していくが、淀川下流左岸区間は、重点実施に向け、積極的に調整を進める。なお、整備にあたっては、淀川沿川整備協議会（既存組織）や施設管理者、住民と連携して、まちづくりとの一体整備の調整を図る。

◆堤防補強

緊急に堤防補強を実施する必要がある箇所を決定するための詳細調査の結果、必要な箇所について、緊急に堤防強化を実施する。なお、実施にあたり現地に則した具体的補強手法を「淀川堤防強化検討委員会」（H15.4設立）で早急に決定する。

基礎原案

◆堤防が「必ずしも防災構造物として十分な安全性を有している」と言えないことに触れたのは高く評価する。

◆「高規格堤防」は整備に時間がかかり、費用も莫大なものとなる。また、左岸と右岸との治水安全度の格差に配慮する必要がある。

◆越水を考慮した「堤防強化」には技術的に未解明な問題が山積している。しかし、喫緊の課題であるだけに、技術的な問題を検討する「淀川堤防強化検討委員会」の早期の成果が期待される。

◆緊急に補強を実施する区間の選定基準については概ね適切である。

意見書

堤防によって多くの生命と資産が守られている現状において、洪水に地域で取り組む対策（ソフト施策を含む）を進めるとともに、既存の堤防の強化を緊急的に実施する。

◆高規格堤防

高規格堤防はまちづくり計画との調整が図られた箇所から随時整備していくが、淀川下流左岸区間は、重点実施に向け、積極的に調整を進める。なお、整備にあたっては、淀川沿川整備協議会（既存組織）や施設管理者、住民と連携して、まちづくりとの一体整備の調整を図る。

◆堤防補強

緊急に堤防補強を実施する必要がある箇所を決定するための詳細調査の結果、必要な箇所について、緊急に堤防強化を実施する。なお、実施にあたり現地に則した具体的補強手法を「淀川堤防強化検討委員会」（H15.4設立）からの提案を踏まえ、早急に決定する。

基礎案



堤防補強工事（木津川下津屋地区）



淀川西島地区

《浸水被害を軽減する》

◆狭窄部上流の浸水被害の解消

桂川：狭窄部開削は当面実施しないが、保津峡上流における浸水被害対策として、日吉ダムの治水機能強化を検討する。

木津川上流：狭窄部開削は当面実施しないが、岩倉峡狭窄部上流における洪水時に上野地区の浸水被害解消を図るための上野遊水地を継続実施する。既往最大規模の洪水による浸水被害解消のため、川上ダム等流域内貯留施設について検討する。

猪名川：狭窄部開削は当面実施しないが、銀橋狭窄部上流における浸水被害軽減対策として、一庫ダムの治水機能強化等を検討する。

◆琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減

宇治川：琵琶湖後期放流に対応するための、天ヶ瀬ダム再開発計画の調査検討を行う。その結果及び河川整備の進捗状況を踏まえ、「塔の島」地区の河道掘削時期を検討する。

瀬田川：琵琶湖からの放流量を増大させるため、洗堰から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施する。琵琶湖からの放流量を増大させるため、景勝地区である瀬田川下流（鹿跳溪谷地区）の流下能力の増大方法を環境、景観の両観点から検討する。

瀬田川洗堰の高水位時の放流能力を増強するためには、瀬田川洗堰のバイパス水路の活用が必要である。バイパス水路の活用について関係機関と調整し、必要な施設の改良を実施する。

基礎原案

◆狭窄部はいずれも「当面は開削しない」として、開削するかのような希望を与えてきたこれまでの姿勢を改めたことの意義は大きい。

◆「既往最大規模の洪水」による浸水被害の解消を目的とした理由、また、浸水被害の「軽減」ではなく「解消」とした理由は記載されたい。

◆浸水被害の解消の対策として検討されている各ダムは、基礎原案では、いずれも調査検討を継続しており、その結論によって対策の検討内容を変える必要がある。

意見書

河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民・住民団体が連携して、1)自分で守る、2)みんなで守る、3)地域でまもるの各項目について検討・実施する。また、河川管理者が河川改修や遊水地などの流域内貯留施設の実施・検討を行い浸水被害の解消・軽減を目指す。

◆狭窄部上流の浸水被害の軽減

桂川：狭窄部開削は当面実施しないが、保津峡上流における浸水被害対策として、日吉ダムの治水機能強化を検討する。

木津川上流：狭窄部開削は当面実施しないが、岩倉峡狭窄部上流における洪水時に上野地区の浸水被害解消を図るための上野遊水地を継続実施するとともに、越流堤の構造について詳細な検討を行う。既往最大規模の洪水を対象に浸水被害軽減対策として川上ダム等流域内貯留施設について検討する。

猪名川：狭窄部開削は当面実施しないが、銀橋狭窄部上流における浸水被害軽減対策として、一庫ダムの治水機能強化等を検討する。

◆琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減

宇治川：琵琶湖後期放流に対応するための、天ヶ瀬ダム再開発計画の調査検討を行う。その結果及び河川整備の進捗状況を踏まえ、「塔の島」地区の河道掘削時期を検討する。

瀬田川：琵琶湖からの放流量を増大させるため、洗堰から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施する。琵琶湖からの放流量を増大させるため、景勝地区である瀬田川下流（鹿跳溪谷地区）の流下能力の増大方法を環境、景観の両観点から検討する。

瀬田川洗堰の高水位時の放流能力を増強するためには、瀬田川洗堰のバイパス水路の活用が必要である。バイパス水路の活用について関係機関と調整し、必要な施設の改良を実施する。

基礎案

■ 適切な水の利用のために：利水

基礎原案

- ①利水者の水需要について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。
- ②水需要の政策確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望に配慮する。
- ③既設ダム等の効果的運用による浸水対策を検討及び実施する。既存ダム等の連携操作により、さらに効率的な治水対策を図る。
- ④従来、治水時のみ取水制限等の治水調整を行うための治水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効果的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。

等

意見書

- ◆基礎原案では利水の基本的な考えとして「水需要の抑制」を取り入れており、水需要管理へ一歩踏み出したものとして注目に値する。
- ◆ただし、「水需要抑制」を行う理由が明確にされていない。水需要管理という新しい理念を具体化しようというのなら、「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない」ことを明確にすることが望まれる。
- ◆利水については、河川管理者だけの責任ではないことは理解できるが、これまでの方法を見直し、新たな利水に展開することを期待する。

基礎案

- ①利水者の水需要について早急に精査確認し、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。
- ②水需要の政策確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性確保に配慮する。
- ③既設ダム等の再編・効果的運用による浸水対策を検討及び実施する。既存ダム等の効率的な運用操作、さらには、連携による効率的な補給を検討する。
- ④従来、治水時のみ取水制限等の治水調整を行うための治水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効果的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。

等



淀川大堰・毛馬水門

■ 川でしかできない利用、川に活かされた利用を目指して：利用

基礎原案

河川の利用については、環境教育を推進する場という観点も含めて「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とする。

- ①水面利用に関しては、秩序ある利用を実現するため、既存の淀川水面利用協議会等の組織を活用して水上オートバイ規制、船舶等の通航規制について検討し、実施する。
- ②ゴルフ場、公園等の河川敷占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会（仮称）を設置し、住民等から広く意見を聴き、個々の条件毎に判断する。

意見書

- ◆河川敷をこれまでのように公園や運動広場として利用し続けたいという声は大きい。堤内地（堤防によって守られている街側）に公園や運動広場が少ないことを理由に河川敷利用を希望する声に対し、このような利用は「河川生態系と共生する利用」からは程遠いものだとし、これらを排除すべきだという声もある。
- ◆「河川生態系と共生する利用」を大原則として、運動場等については堤内地への移転を行い、堤外地においては長期的には解消することを要望する。
- ◆違法行為の対策、ホームレスへの対応、迷惑行為の対策については概ね適切と考える。

基礎案

河川の利用については、自由使用の原則のもと、環境教育を推進する場という観点も含めて「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とする。

- ①水面利用に関しては、秩序ある利用を実現するため、既存の淀川水面利用調整協議会等の組織を活用して水上オートバイ規制、船舶等の通航規制について検討し、実施する。
- ②ゴルフ場、公園等の河川敷占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会（仮称）を設置し意見を聴くとともに、住民からも広く意見を聴き、個々の条件毎に判断する。なお、必要に応じて、グラウンドとして使われている自由使用の河川敷や堤外民地利用実態について河川保全利用委員会に意見を聴く。



河川敷の利用状況

■ ダム計画について

基礎原案

- ①治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし水没に伴い、河川環境を大きく改変することも事実である。
- ②他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。
- ③淀川水系の特性に鑑み、琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響、狭窄部等の開削は当面実施しないことによる狭窄部上流部の当面の浸水被害軽減、近年頻発している渇水に対する安全度の確保、既存ダム群の再編成について留意する。
- ④ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを関係機関等と連携して検討する。

流域委員会は、ダムの役割を十分認識し、その建設を全面的に否定するものではない。基礎原案において「他の河川事業にもまして、より慎重に検討する」としたことは正しい姿勢と考える。ただし、「妥当」の判断のなかに、提言に示した「社会的合意」が欠けているのは、適切とは言えない。

提言では、ダム建設を計画する者が情報公開と説明責任を果たさなければならない事項を指摘しているが、さらに次の事項についての説明が必要と考える。

環境面

基礎原案には、環境面での利点を挙げている部分があるが、その効果については論理性その他において疑問があり、かつ、ここには書かれていないさまざまな不可逆的な影響などもあるため、両者について最新の科学的知見も取り入れて、慎重に検討する必要がある。

治水面

下記の点を明らかにする必要がある。

- ◆既往最大規模の洪水を目標洪水に採択した理由は何か。
- ◆どのような大洪水に対しても被害を回避・軽減しようとする場合でも、ダムが優位なのか。
- ◆河川対応と流域対応を併用する場合と比較しても、ダムが優位なのか。

利水面

下記の点に疑問がある。

- ◆これからの利水に、新たな水資源開発が必要なのか。
- ◆新たな水資源開発の理由としている利水安全度低下の科学的根拠は何か。
- ◆例え容量が同じであっても、集水域が離れ、集水面積も異なるダム間で同等の利水機能の振替になるのか。

意見書

社会・経済面

- ◆総合的なライフサイクルコストの考慮：例えば、ダム本体の建設・維持管理費に加えて水質改善などの環境対策費、失われる環境の価値、構造物としての寿命が尽きた場合の対策費等の考慮が必要である。
- ◆社会的問題の解決策：ダムの構想による社会的混乱、社会基盤や河川整備の遅れ等については、事業中のダムの見直し結果のいかんにかかわらず、問題の早期解決を図るべきである。

なお、事業中のダムについては、治水面で一定の有効性が認められるものの、建設に伴う自然環境への影響が懸念される。さらに、ダムの有効性として新たに追加された「環境振替」ならびに「利水振替」については、論理性ならびに同等性に問題がある。したがって、事業中のダムについては、いずれも中止することも選択肢の一つとし、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しが必要である。

基礎案

- ①治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし水没に伴い、河川環境を大きく改変することも事実である。
- ②他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。
- ③淀川水系の特性に鑑み、琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響、狭窄部等の開削は当面実施しないことによる狭窄部上流部の当面の浸水被害軽減、近年頻発している渇水に対する安全度の確保、既存ダム群の再編成について留意する。
- ④ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを関係機関等と連携して検討する。



前深瀬川オオサンショウウオ保護池（視察）



丹生ダム建設予定地（視察）

2 委員会の新たな展開 (平成16年(2004)6月～平成17年(2005)1月)

委員会の役割の追加

平成16年(2004)5月8日開催の第29回委員会で、近畿地方整備局より「淀川水系流域委員会の今後の任務について」従前の要請に変えて、以下の要請があり、平成16年(2004)6月22日開催の第30回委員会で審議を経て、平成16年(2004)7月2日の第35回運営会議で委員会規約が改正されました。

従来の淀川水系流域委員会

- 淀川水系河川整備計画(直轄管理区間を基本)作成にあたって、関係住民の意見の反映方法について意見を述べる
- 淀川水系河川整備計画について意見を述べる



今後の淀川水系流域委員会

委員会は、次の事項につき、意見具申又は答申を行うことを目的とする。

- 淀川水系河川整備計画(案を含む)の計画内容の進捗点検にあたって意見を述べる
- 淀川水系河川整備計画(案を含む)の変更について意見を述べる
- 関係住民の意見の反映方法について意見を述べる
- 河川法に基づき淀川水系河川整備計画が策定されるまでは「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に準じて、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べる
- 河川法に基づき淀川水系河川整備計画が策定された後は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べる

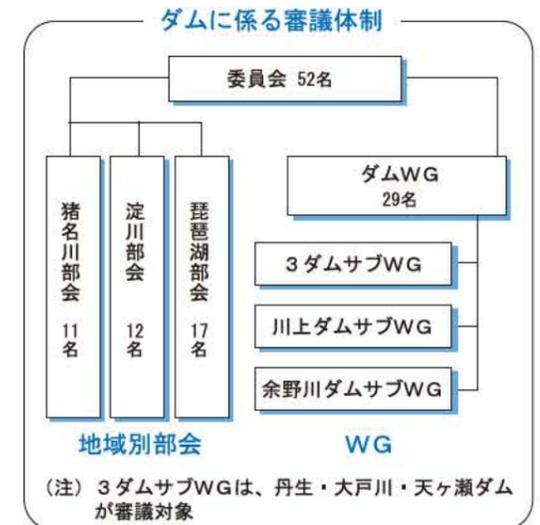
行政機関が行う政策の評価に関する法律とは

行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とした法律で、平成14年4月に施行されました。

ダムに係る審議を行うダムWGの設置

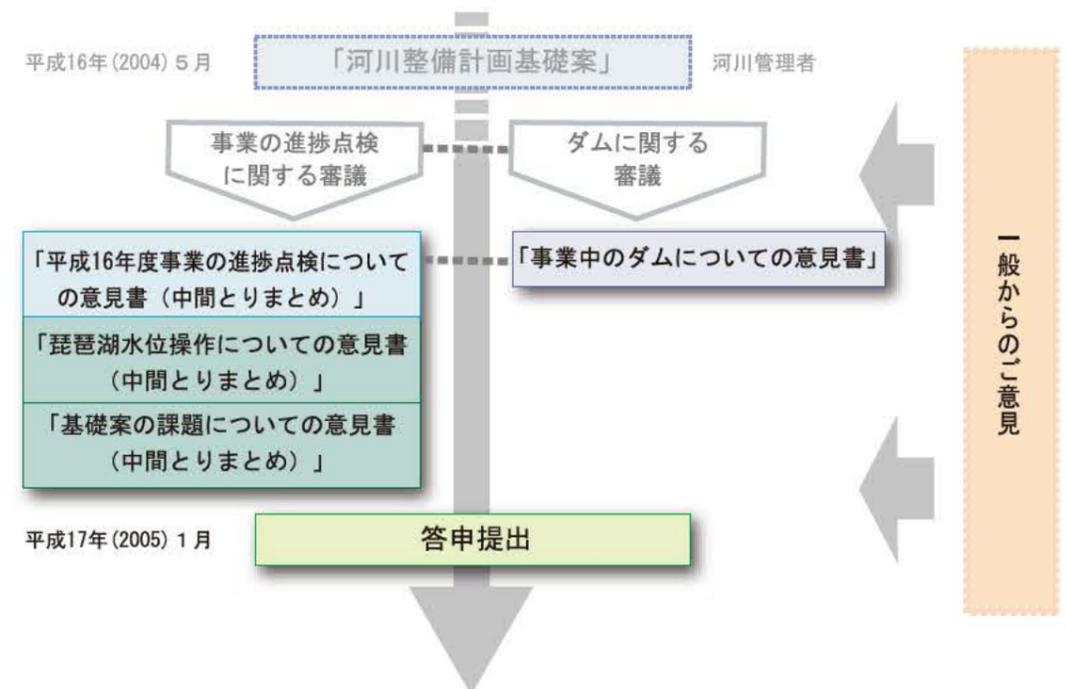
第30回委員会で、規約改正案の審議とともに、5ダムに係る審議を行う委員会の体制について審議され、ダムに係る審議を行うダムWGを設置するとともに、個別ダムに係る審議にあたってWGメンバーによりサブWGを設置することが決定しました。また、委員の希望を踏まえて、平成16年(2004)7月2日の第35回運営会議において、ダムWGのメンバーが決定し、平成16年(2004)7月11日の第1回ダムWGにおいて、3つのサブWGの設置とともに、それぞれメンバーが決定しました。

さらに、部会においても、それぞれの部会に関連するダムに係る審議を行いました。



検討の流れ

委員会の役割の追加を受けて、地域別部会において事業の進捗点検に関する審議が行われ、「平成16年度事業の進捗点検についての意見書(中間とりまとめ)」等を取りまとめ、公表しました。また、ダムWGの設置を受けて、ダムWGにおいて「事業中のダムについての意見書」を取りまとめ、公表しました。



検討結果の概要

◆事業の進捗点検についての意見書（中間とりまとめ）

委員会では、近畿地方整備局から要請のあった計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べることに、各部会で検討し、各整備事業項目毎に琵琶湖・淀川・猪名川の各地域部会において検討した意見を併記した形で、意見書（中間とりまとめ）としてまとめました。

進捗点検の対象となったのは、計画、環境、治水、利水、利用、関連施策に渡る各種事業で、その一部を以下に記します。計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べることについては、今後、毎年度実施していく予定です。

なお、表中のシートNo. は、河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートの番号を示し、章項目は、河川整備計画基礎案の項目番号を示しています。

※ 河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートの詳細は、淀川水系流域委員会ホームページ（<http://www.yodriver.org>）の「委員会の活動報告／委員会の検討の流れ／「基礎案」」をご覧ください。

	シートNo.	章項目	事業名	河川名
計画	計画-1	5.1.2	河川レンジャー	淀川水系

	シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境	環境-1	5.2	河川環境のモニタリングの実施と評価	共通
	環境-2	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施（庭窪地区）	淀川
	環境-3	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施（楠葉地区）	淀川
	環境-4	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施（牧野地区）	淀川
	環境-5	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施（鶴殿地区）	淀川
	環境-6	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施（赤川地区）	淀川
	環境-7	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施（上津屋）	木津川
	環境-8	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施（海老江地区）	淀川

	シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水	治水-1	5.3.1	水害に強い地域づくり協議会（仮称）	淀川流域
	治水-2	5.3.1	自分で守る（情報伝達、避難体制整備）	淀川流域
	治水-3	5.3.1	みんなで守る（水防活動、河川管理施設の運用）	淀川水系
	治水-4	5.3.1	地域で守る（街づくり、地域整備）	淀川水系
	治水-5	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川
	治水 7-1	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川（地点：点野）
	治水 7-2	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川（地点：新町）
	治水 7-3	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川（地点：江川）

	シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水	利水-1	5.4	利水者の水需要の精査確認	—
	利水-2	5.4	水利権の見直しと用途間転用	—
	利水-3	5.4	既設水源開発施設の再編と運用の見直し	既設ダム
	利水-4	5.4	渇水対策会議の改正を調整	—

	シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用	利用-1	5.5.1	水上オートバイの利用規制	淀川本川
	利用-2	5.5.1	水上オートバイの利用規制、船舶等の通航規制	淀川本川（瀬田川）
	利用-3	5.5.1	船舶等の通航規制	淀川本川
	利用-4	5.5.1	瀬田川水辺利用協議会の設置	淀川本川（瀬田川）
	利用-5	5.5.1	円滑な水面利用の確保	桂川・木津川
	利用-6	5.5.2	河川保全利用委員会（仮称）	全河川（直轄管理区間）
	利用-7	5.5.2	違法行為の対策	淀川水系
	利用-8	5.5.2	ホームレス対策	淀川水系

	シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持	維持-1	5.6	堤防・護岸等の修繕・空洞化対策	淀川水系
	維持-2	5.6	堤防等の除草	淀川水系
	維持-3	5.6	地域住民と連携した維持管理（事例）	木津川・桂川
	維持-4～9	5.6	河川管理施設の老朽化対策の実施、その他（共通）	淀川水系直轄河川、その他
	維持-4	5.6	河川管理施設の老朽化対策の実施	淀川水系直轄河川
	維持-5	5.6	歴史・文化的価値のある施設の保全	淀川・宇治川・瀬田川
	維持-6	5.6	水文観測所の適正な維持管理	淀川水系直轄河川
維持-7	5.6	河川浄化施設	草津川	

	シートNo.	章項目	事業名	河川名
関連 施策	関連施策-1	5.8.1	国営公園整備	淀川

◆事業中のダムについての意見書

淀川水系流域委員会では、ダムが治水・利水面でこれまで果たしてきた役割や自然環境や社会環境に与えた現実に立脚して、環境・治水・利水面からみたダムについての基本的な考えを示し、事業中のダムについての検討方針を示しました。また、その方針を踏まえて、5つの事業中のダムについて、それぞれ、ダムの目的及び効果、ダム以外の方法についての意見を示したうえで、ダムへの意見としてまとめました。

※ ダムについての意見書の詳細は、淀川水系流域委員会ホームページ (<http://www.yodoriver.org>) の「委員会の活動報告/委員会の検討の流れ/「事業中のダムについての意見書」」をご覧ください。

◇ダムについての基本的な考え

● 環境面

自然環境の保全・回復という視点からダム建設は基本的に避けなければならない。不可逆的で重大な負の影響を及ぼす恐れがあると考えられる場合には、予防原則に則りダム建設を極力回避するようしなければならない。また、人為的に改変された自然環境を新規ダムにより改善しようとするには論理上の疑義があり、改変行為そのものを見直しを基本とするべきである。

● 治水面

これからの治水はダム以外の方法によることを基本とし、新たなダムの建設は他に実行可能で有効な方法がない場合の最後の選択肢とするべきである。したがって、これからの治水は、河道の整備や堤防を補強して破堤しないようにするなどの「河川対応」ならびに土地利用の規制や避難対策などの「流域対応」の併用を基本とするべきである。

● 利水面

今後の日本の急激な人口減少の予測や水を大量消費しない産業構造への移行傾向を考慮すると、少なくとも淀川水系河川整備計画が想定する20~30年の間は、利水面からの新規ダムの建設を行わず、水系全体で安定した利水の枠組みを構築する必要がある。

◇事業中のダムについての検討方針

河川整備計画は概ね20~30年を対象とするものであるため、ダムに関わる環境・治水・利水が目指すべき具体的な目標を、つぎのように設定する。

- ・ 環境：河川・湖沼および流域本来の生態系の保全と歴史的・文化的景観の保全・継承
- ・ 治水：既往最大洪水に対する人命被害や床上浸水のような壊滅的被害の回避
- ・ 利水：水需要管理に基づいた既往最大渇水に対する都市用水の断水の回避

丹生ダムへの意見

● 琵琶湖の水位低下抑制への効果

琵琶湖の水位低下現象のうち急速な水位低下の回復には操作規則の変更および運用の改善によるのが基本であり、瀬田川洗堰の操作運用で対応する方法および琵琶湖の制限水位を変更する方法の併用は琵琶湖水位の低下抑制にはきわめて効果的である。

● 姉川・高時川の洪水調節への効果

丹生ダムは、調節効果があると認められ、比較的短期間で効果が得られる。これに対して河道改修は、流下能力を増大するばかりでなく、堤防補強をすれば流下能力を上回る規模の洪水に対しても床上浸水を回避する効果が期待でき、経費の確保や用地の取得さえ解決されればきわめて有力な方法となる。

● 課題

丹生ダムの建設は、ダム周辺の豊かな自然環境の破壊に加え、河川水のダム貯留による水温・水質の変化が短期的・長期的に姉川・高時川水系および琵琶湖生態系の構造と機能に重大な負の影響をおよぼす恐れがある。

● 今後の対応

丹生ダムについては、ダム本体工事の中断を継続したまま琵琶湖の環境への影響ならびに姉川・高時川の河道改修についての調査・検討をより詳細に行い、自然環境の保全・回復の視点に立って、ダム建設の方針について可及的速やかに結論を出す必要がある。なお、琵琶湖の環境への影響については「予防原則」に立脚した取扱いが必要である。

大戸川ダムへの意見

● 琵琶湖の水位低下抑制への効果

大戸川ダムが主に関係するのは、下流河川への維持用水の補給を通じての長期的な水位低下の抑制であるが、ダムの利水容量からすればその抑制量はきわめて限定的であり、琵琶湖の長期的な水位低下の抑制については、瀬田川洗堰の操作運用で対応する方法および琵琶湖の制限水位を変更する方法の併用がより効果的である。

● 大戸川の洪水調節への効果

大戸川ダムの集水域そのものが黒津地点より上流の流域面積の大半を占めるため、ダムは一定の効果があると認められる。これに対して、河道改修は、既往最大洪水に対する流下能力の確保の他、既往最大を上回る規模の洪水に対しても被害を軽減する効果が期待できる。

● 課題

大戸川ダムの建設は、例えばオオタカなどの猛禽類が生息するダム周辺の豊かな自然環境に重大な負の影響を及ぼす恐れが懸念される。

● 今後の方向

大戸川ダムについては、ダム本体工事の中断を継続したまま河道改修についての調査・検討をより詳細に行い、自然環境の保全・回復の視点に立って、ダム建設の方針について可及的速やかに結論を出す必要がある。

天ヶ瀬ダムへの意見

● 琵琶湖の環境改善、浸水被害の軽減等への効果

天ヶ瀬ダム再開発は、琵琶湖からの流出量を増加させるための、瀬田川洗堰の放流能力の増大・鹿跳溪谷の流下能力の増大・宇治川塔の島地区の流下能力の増大という一連区間の事業の1つであり、琵琶湖の水位低下に関わる環境改善や琵琶湖周辺の浸水被害の軽減のほか、天ヶ瀬ダム自体の治水・利水機能を強化する効果もある。

● 課題

天ヶ瀬ダム再開発では放流能力の増大方法ならびに増大量に検討の余地が残され、宇治川の河床低下の原因となっているダムの堆砂への対策についての検討が望まれる。一連区間の事業では、瀬田川洗堰の放流能力の増大を目的とした洗堰下流の河床掘削に伴う大戸川合流部処理、鹿跳溪谷の流下能力の増大を目的としたバイパス・トンネルの流入地点の選定、宇治川塔の島地区の流下能力の増大を目的とした河床掘削についてさらに検討する必要がある。

● 今後の方向

周辺景観及び水質保全について十分配慮のうえ、天ヶ瀬ダムからの放流能力の増大方法・増大量のほか、瀬田川洗堰の放流能力、鹿跳溪谷の流下能力、宇治川の流下能力の増大方法についての調査・検討をより詳細に行い、天ヶ瀬ダム再開発事業の方針について可及的速やかに結論を出す必要がある。

川上ダムへの意見

● 木津川の洪水調節への効果

川上ダムは、集水面積に比べて洪水調節容量が大きく、岩倉峡流入部までの木津川洪水の調節には効果があるが、岩倉峡流入部の流域面積に比べて川上ダムの集水面積は11%程度であり、岩倉峡上流部の上野地区の浸水被害への効果は限定的である。上野地区の治水については、堤防補強・河道掘削などの河道改修によっても既往最大洪水に対する流下能力を確保することができ、それを上回る規模の洪水に対しても被害を軽減できる。

● 課題

川上ダムの建設は、多様な生物の生息環境を破壊するなど、ダム周辺の豊かな自然環境に重大な負の影響を及ぼす恐れが懸念される。また、日本有数の砂河川の木津川は、ダム建設に伴う下流域の砂河川景観の保全の視点からも配慮しなければならない。

● 今後の方向

川上ダムについては、ダム本体工事の中断を継続したまま上野地区の洪水対策についての調査・検討をより詳細に行い、治水面での効果が限定的であることを踏まえるとともに自然環境の保全・回復の視点に立って、ダム建設の方針について可及的速やかに結論を出す必要がある。

余野川ダムへの意見

● 銀橋狭窄部上流の多田地区の浸水被害の軽減への効果

銀橋狭窄部上流の既往最大洪水はきわめて規模が大きく、一庫ダムの治水機能の増大や他の実行可能なすべての代替案を併用しても浸水被害を解消することはきわめて困難である。したがって、一庫ダムの治水機能のより一層の増大をはかるとともに、銀橋狭窄部の開削のほか、堤防補強・河道掘削・拡幅などの河道改修および建物の耐水化・土地利用の規制誘導・氾濫時の避難対策などのソフト対策を充実させる必要がある。

● 神崎川・猪名川等の洪水調節への効果

余野川ダムの洪水調節容量はダムの集水面積に比べて大きく余野川の洪水調節には効果をもつが、神崎川・猪名川等の洪水調節については猪名川の流域面積に比べてダムの集水面積は10%以下と小さいため、余野川ダムの効果はきわめて限定的である。これに対して、猪名川下流の治水については、河道改修によって既往最大洪水に対する流下能力を確保できる可能性があり、それを上回る規模の洪水に対しても被害を軽減できる。

● 課題

余野川ダムの建設は、例えばオオタカをはじめとする多様な生物が生息するダム周辺の自然環境に重大な負の影響を及ぼす恐れが懸念される。

● 今後の方向

余野川ダムについては、ダム本体工事の中断を継続したまま猪名川の洪水対策についての調査・検討をより詳細に行い、治水面での効果がきわめて限定的かつ希薄であることを踏まえるとともに自然環境の保全・回復の視点に立って、ダム建設の方針について可及的速やかに結論を出す必要がある。



岩倉峡



天ヶ瀬ダム

◆琵琶湖水位操作についての意見書（中間とりまとめ）

琵琶湖の水位操作については（1）急激な水位低下と、（2）数週間から数ヵ月におよぶ低水位（長期的な低水位）が当面の政策課題となっていますが、短期的課題に対応するだけでなく、「新たな流域社会の構築と琵琶湖・淀川水系の自然再生」という長期的な視点から、以下のように提言の要約をとりまとめました。

※ 琵琶湖推移操作についての意見書の詳細は、淀川水系流域委員会ホームページ（<http://www.yodoriver.org>）の「委員会の活動報告／委員会の検討の流れ／「琵琶湖水位操作についての意見書の詳細（中間とりまとめ）」をご覧ください。

1992（平成4）年に制定された瀬田川洗堰の操作規則の見直しを行い、洪水期制限水位を、琵琶湖水位±0cm付近に変更し、できるだけ自然のリズムに近い水位操作規則に変更することを強く要望する。理由は以下の3点である。

- (1) 琵琶湖は確認されているだけでも58種もの固有種をはぐくむ天然の湖沼であり、世界的にも貴重な古代湖である。これまで治水・利水目的のためだけに人為的に水位操作を行ったことで、琵琶湖の生物多様性をはじめとする豊かな自然環境は危機に瀕しており、早急に保全・回復する必要がある。この豊かな自然環境に即して育成されてきた文化の多様性ともいえる水陸移行帯の多面的機能の再生にもつながるものと期待される。
- (2) 洪水期制限水位をひきあげることで、琵琶湖岸域の洪水リスクが増大するが、洪水リスクはゼロにはできない。人命に関わるような壊滅的な浸水被害が琵琶湖周辺で生じる可能性は低く、洪水リスク増大に見合う経済的補償など、ソフトな政策的措置で対応が可能である。
- (3) 利水問題についても、洪水期制限水位を±0cm付近に引き上げることで、既往最大の渇水というリスクに対しても、琵琶湖の利用低水位である-1.5m以内にその水位を抑えることができる見込みがある。

◆基礎案の課題についての意見書（中間とりまとめ）

2003（平成15）年12月に「淀川水系流域委員会意見書」提出後、河川管理者は数多くの課題に取り組み、また委員も調査検討や学習・議論に多くの時間を費やし、上記「意見書」が基礎案に有効に反映されるように努力しました。しかし、結果的に、河川管理者が基礎案として提示した様々な整備事業や仕組みづくりの取り組みと、上記「意見書」との間には依然として大きな距離があり、また、多くの整備事業や仕組みづくりが依然として調査検討の域を出ていないこともあって「意見書」が基礎案に十分反映される確約を得るに至っていません。こういった状況を踏まえ、基礎案に十分に反映されていない提言の趣旨および次期委員会で引き続き検討すべき課題の2点について整理し、それぞれ以下の項目に分けて記述しました。

基礎案に十分に反映されていない提言の趣旨

- 自然環境・生態系の「保全・整備」について
- 予測水需要の検討と提示
- 多様かつ詳細な代替案の検討と提示
- 連携に対する姿勢

次期委員会で引き続き検討すべき課題

- 琵琶湖の水位について
 - (1) 瀬田川洗堰の水位操作と整備事業
 - (2) 瀬田川洗堰の水位操作の合意形成プロセスについて
- ダムについて
 - (1) 環境振り替え
 - (2) 利水権者の撤退
 - (3) 社会的チャレンジ
 - (4) 他機関が所管するダム
 - (5) 河川対応、流域対応の重要性
 - (6) ダムに頼らない治水、地域の持続的発展
- 河川の水量と河川形状について
- 河川・琵琶湖の環境の保全・回復について
 - (1) 統合的管理システム
 - (2) 水質保全対策
 - (3) 琵琶湖北湖への影響調査
 - (4) 外来種対策について
- 連携と協働

3 第2次委員会の発足 (平成17年(2005)2月~)

委員会立ち上げ経緯

◆委員候補推薦委員会(以下、候補推薦委員会)の設立(平成16年9月)

近畿地方整備局により設置されました。

◆答申の提出(平成17年1月)

候補推薦委員会は、新しい流域委員会の委員候補について審議し、答申を行いました。現在の委員会はこの答申を踏まえて設置されています。

◆答申の提出(平成17年1月)

候補推薦委員会は、委員候補のリスト作成にあたって、候補推薦委員会委員や河川管理者の推薦に加え、一般からの公募を行いました。また、治水、利水・利用、環境、および人文・経済・社会の各分野において、多様な学識経験を有する方々から幅広く委員候補を選びました。

第2次委員会の概要

◆流域委員会の設置

委員会は、次の事項につき、意見具申又は答申を行うことを目的とします。

- (1) 淀川水系河川整備計画(案を含む)の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べること
- (2) 淀川水系河川整備計画(案を含む)の変更について意見を述べること
- (3) 関係住民の意見の反映方法について意見を述べること
- (4) 河川法に基づき淀川水系河川整備計画が策定されるまでは「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に準じて、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べること
- (5) 河川法に基づき淀川水系河川整備計画が策定された後は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べること

◆委員の構成

委員会と地域別部会、テーマ別部会、WGにより構成されています。委員は複数の部会にまたがって参加します。



委員会運営上のポイント

◆部会の役割

部会等は委員会から指示された事項及び委員会の了承を得た部会独自の必要判断事項について議論を行い、委員会に報告することを主な役割とします。

◆関係住民等の一層の関心喚起と意見交換の促進

関係住民等の一層の関心喚起と意見交換の促進を図るために、会議での議論及び会議資料を、ホームページやニュースレター等あらゆる手段で公開します。

また、住民からの意見が寄せられるのを待つのではなく、河川利用の現場に赴くなど、積極的に意見を聴取し、できるだけ広範囲に多様な住民と意見を交換します。

「淀川水系5ダムについての方針」

平成17年7月1日に、河川管理者は「淀川水系5ダムについての方針」を公表するとともに、同時に「調査検討のとりまとめ」を発表しました。委員会はそれを踏まえて、平成17年8月5日の第44回委員会後に、その方針に対する見解を「「淀川水系5ダムについての方針」に対する見解」として公表しました。その後、委員会及び地域別部会での検討を行い、12月22日の第47回委員会後に、方針に対する意見を「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」として公表しました。

※ 5ダムについての方針、および調査検討のとりまとめ、見解、意見の詳細は、淀川水系流域委員会ホームページ (<http://www.yodoriver.org>) の「委員会の活動報告/委員会の検討の流れ/「淀川水系5ダムについての方針」」、「淀川水系5ダムについて（調査検討のとりまとめ）」、「淀川水系5ダムについての方針」に対する見解」、「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」をご覧ください。

平成17年(2005)7月

「淀川水系5ダムについての方針」(河川管理者)
「淀川水系5ダムについて(調査検討のとりまとめ)」(河川管理者)

平成17年(2005)8月

「「淀川水系5ダムについての方針」に対する見解」提出

平成17年(2005)12月

「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」提出

平成17年7月1日
国土交通省近畿地方整備局

淀川水系5ダムについての方針

国土交通省近畿地方整備局では淀川水系において事業中の5ダム(丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、余野川ダム)の計画について調査検討を進めてまいりました。

この間、特にダム計画に直接関係する地域の皆様には、多大なご苦勞とご心配をお掛けしており、国土交通省としては、各ダムの計画内容を一刻も早く決定する必要があるとの認識のもと、調査検討に最大限の努力をしてきたところです。今般、これまでの調査検討結果を踏まえ、国土交通省としての各ダムについての方針をとりまとめました。

今後河川整備基本方針を策定しこれに基づき河川整備計画を策定しますが同計画の策定に向け、この各ダムの方針に基づき関係者との調整を経て各ダムの計画内容を確定していきます。

このため、関係者にこの方針を説明し、事業費、関係者の負担割合やダム計画を前提として計画、実施されている他事業への対応などについて関係者と調整していきます。

これまではいずれのダム計画も治水や利水を目的とし事業としての必要性、緊急性があり、また共同事業としての経済的なメリットもあることから事業を進めてきました。しかし、利水については、社会経済情勢の変化から、利水者において見直しがなされ全量撤退あるいは減量の見込みであり、必要性、緊急性が変化しています。一方、治水についても、改めて検討した結果、その必要性は変わらないものの、治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し経済的にも不利になるものもありますこのため各ダムごとに治水利水の必要性緊急性のみならず、経済的なメリット、環境への影響等の観点から総合的に検討しました。

淀川水系5ダムについての方針は以下のとおりです。

● 丹生ダム

- ・調査検討の結果、利水者である大阪府（上水、京都府（上水）及び阪神水道企業団（上水）は全量撤退の見込みである。
- ・一方、丹生ダムによる高時川・姉川の洪水調節や淀川の異常渇水対策の必要性に変わりはなく、緊急性も高い。
- ・したがって、丹生ダム事業は以下の目的及び考え方にもとづき実施する。
 - ①高時川・姉川の洪水調節
 - ②琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節。ただし、これは琵琶湖周辺の治水面でのリスクを増大させないように、丹生ダムに琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節のための容量を確保するとともに瀬田川改修をあわせて実施し、丹生ダムで予定していた異常渇水時の緊急水の補給のための容量を琵琶湖で確保するものである。また、これは琵琶湖水位低下抑制対策として寄与する。
- ・なお、丹生ダム事業で予定していた高時川・姉川の瀬切れ対策については、別途（ダム事業とは別に）琵琶湖からの逆送水による補給で対応する方向で今後関係者と調整する。

● 大戸川ダム

- ・調査検討の結果、利水者である大阪府（上水、京都府（上水）及び大津市）（上水）は全量撤退の見込みである。
- ・大戸川ダムによる大戸川・宇治川・淀川の洪水調節の必要性に変わりはない。しかし、狭窄部（保津峡、岩倉峡）を開削するまでは、宇治川・淀川に対する洪水調節効果は小さく、治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し経済的にも不利になる。
- ・したがって、大戸川ダム事業は当面実施せず、宇治川・淀川の河川整備が進んだ段階で狭窄部（保津峡、岩倉峡）の開削の扱いとあわせて治水面の対応策について検討する。
- ・なお、大戸川の治水対策の実施について今後関係者と調整する。また、水源地域対策や県道大津信楽線整備については今後関係者と調整する。

● 天ヶ瀬ダム再開発

- ・調査検討の結果、利水者である京都府（上水）は継続して参画の見込みである。
- ・また、天ヶ瀬ダム再開発による宇治川・淀川の洪水調節の必要性に変わりはなく、琵琶湖周辺の洪水防御の観点から緊急性も高い。
- ・したがって、天ヶ瀬ダム再開発事業は以下の目的で実施する。
 - ①宇治川・淀川の洪水調節及び琵琶湖周辺の洪水防御
 - ②京都府（上水）の新規利水
 - ③発電

● 川上ダム

- ・調査検討の結果、利水者である三重県（上水、奈良県（上水）及び西宮市）（上水）のうち、三重県（上水）は減量して参画し、奈良県（上水）は全量撤退の見込みである。西宮市（上水）は全量撤退の可能性を含めて検討中である。
- ・一方、川上ダムによる木津川・淀川の洪水調節の必要性に変わりはなく、当面緊急性を有する狭窄部（岩倉峡）上流における洪水調節効果は大きい。
- ・したがって、川上ダム事業は以下の目的で実施する。
 - ①前深瀬川・木津川・淀川の洪水調節
 - ②流水の正常な機能の維持
 - ③三重県（上水）の新規利水

● 余野川ダム

- ・調査検討の結果、利水者である箕面市（上水）及び阪神水道企業団（上水）は全量撤退の見込みである。
- ・余野川ダムによる猪名川の洪水調節の必要性に変わりはない。しかし、当面緊急性を有する狭窄部（銀橋）上流における洪水調節効果は小さく、治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し経済的にも不利になる。
- ・したがって、緊急性を有する狭窄部（銀橋）上流の治水対策として、当該狭窄部を開削することとし、余野川ダム事業は当面実施せず、今後、水系全体の社会経済状況の変化や河川整備の進捗に応じて、治水上の緊急性について検討する。
- ・なお、連携して実施してきた関連事業については今後関係者と調整する。

平成17年8月5日

「淀川水系5ダムについての方針」に対する見解

淀川水系流域委員会

国土交通省近畿地方整備局は、平成17年7月1日、「淀川水系5ダムについての方針」および「調査検討のとりまとめ」を記者発表されました。淀川水系流域委員会は、ここに「方針」に対する「見解」を表明し、詳細な「意見」は追って発表します。

本委員会は、平成17年1月に任期満了となった第1次委員会のダムについての検討審議の集大成として、平成17年1月に「事業中のダムについての意見書」を発表しました。同意見書では、「5ダムの方針について可及的速やかに結論を出す必要がある」と指摘しています。この度の「方針」は、早期に発表されたことについては委員会の要請に応えたものとして、評価します。とくに現在事業中の大戸川ダムおよび余野川ダムについての方針を「当面実施せず」とされたことは、英断として、高く評価します。

しかし、今回発表された「方針」は、その説明が不十分であるのみならず、委員会がこれまで指摘してきた疑問や問題は必ずしも解消されていません。

本委員会は、平成14年5月の「中間とりまとめ」以来、平成15年1月の「提言」、同年12月の「意見書」、さらに平成17年1月の「事業中のダムについての意見書」に示しましたように、終始一貫して新たなダム建設に対して厳しい姿勢を取り続けてきました。

このような委員会の姿勢は、自然環境面ではダムは負の影響が懸念される、治水面ではダム以外の代替案がありうる、利水面では水需要管理により水需要を抑制できる、との基本的考えに基づいています。

以下では、このような基本的な考えのもとに、近畿地方整備局が発表された各ダムの「方針」に対する委員会の「見解」を示します。

● 丹生ダム

「方針」では丹生ダム事業を「実施する」とされています。しかし、現段階までの説明では、委員会はこの「方針」には賛成できません。その理由は以下のとおりです。

①の姉川・高時川の洪水調節については、ダムの集水面積が姉川・高時川の流域面積の25%であり、一定の効果は認められます。しかし、ダム以外の方法についての検討が不十分です。

②の琵琶湖周辺の洪水防御については、広大な琵琶湖の水位低下への効果は限定的であり、下流淀川の洪水調節についても、琵琶湖の貯留機能を考慮するときわめて限定的です。

環境面についていえば、「琵琶湖への影響が軽微である」と安易に断定していることには、疑問を抱かざるを得ません。丹生ダムは、たとえ治水専用ダムであっても、自然環境に不可逆的な負の影響をもたらします。この点を中心に「丹生ダム建設に伴う自然環境への影響について」の内容に抜本的な追加・訂正がなされ、かつ丹生ダムの構造が明らかになった時点で、委員会は改めて意見を述べます。

● 大戸川ダム

大戸川ダム事業は「当面実施せず」との「方針」を示されました。この方針は委員会での検討・審議の結果と一致するものであり、委員会は大戸川ダム事業を「当面実施せず」との「方針」に賛成します。

残る問題は事後処理です。大戸川の治水安全度をどのように確保・実現していくかが大きな課題です。また、ダムによる水没予定地から移転を余儀なくされた住民への対処、地域の活性化への貢献として始められた付替県道・市道などの地域整備事業をどのように継続していくかも、大きな課題です。

今後の河川管理者と関係者との間で行われる調整に関心を持ち、注目していきたいと考えます。

● 天ヶ瀬ダム再開発

天ヶ瀬ダム再開発事業を「実施する」という「方針」は委員会での検討・審議の結果と概ね一致するものであり、委員会はこの「方針」に賛成します。

しかし、放流能力あるいは流下能力の増大方法にはさらに検討する余地があります。放流能力の増大方法については、専門委員会で別途検討・審議されていますが、洪水時制限水位を越えた放流方式等、実行可能なあらゆる増大方法について検討されることを希望します。

鹿跳溪谷および宇治川塔の島地区については、自然景観や歴史的景観の保全に最大限の配慮をする必要があります。放流能力の増大に伴う騒音・振動問題への対応のほか、生態系の保全についても最大限の配慮が必要です。

とくに塔の島地区の流下能力については、河川管理者がこれまでに施工した塔の川の暗渠、宇治川の部分締切、右岸遊歩道の撤去についての検討も必要です。

● 川上ダム

「方針」では川上ダム事業を「実施する」とされています。しかし、現段階までの説明では、委員会はこの「方針」には賛成できません。その理由は以下のとおりです。

三重県の新規利水の必要性についてはさらに調査検討する余地があり、真に必要な場合でも、代替の可能性についてさらに調査検討する必要があります。

大戸川ダムでは、狭窄部(保津峡、岩倉峡)を開削するまでは、効果が小さいとした下流淀川への洪水調節効果を、川上ダムで肯定していることは矛盾しています。

川上ダムの最も重要な目的は上野盆地の治水です。川上ダムは、治水容量が不明ですが、集水面積54.7km²に比べて総貯水量が3300万m³と大きく、洪水を調節する効果はあると判断されます。しかし、川上ダムの集水面積は岩倉峡の流入地点の流域面積の11%に過ぎず、洪水調節の効果はきわめて限定的です。

さらに検討すべきこととして、つぎの事項が挙げられます。

まずは、現在建設中の遊水地の機能を高めることです。河道の掘削や樹木の伐採などによって流下能力を増やすことも重要です。もちろん堤防強化は不可欠です。堤防強化は破堤を防ぐだけでなく、実質的な流下能力の増大も期待できます。

岩倉峡の流下能力については納得できる説明がなされていません。上野地区の治水を検討するうえでの基本的な事項ですので、慎重に検討・審議したいと考えています。

また、狭窄部の開削は現時点では困難であるとしても、岩倉峡流入部の部分開削は検討する価値があります。これにより下流への流量をあまり増やさずに、上野盆地での水位を低下させることが期待できます。

さらに、上野盆地の地形と土地の利用状況から見て、道路や農道に2線堤としての機能をもたせることは、万一氾濫した場合に氾濫水の拡がりを抑えたり遅らせたりするのに有効です。

川上ダムの自然環境に及ぼす影響も見逃せません。ダム事業者の環境調査結果から、「ダムの環境に及ぼす影響は概ね小さい」と安易に断定していることには、疑問を抱かざるを得ません。オオタカやオオサンショウウオに代表される豊かな自然生態系に負の影響を与えることは明らかです。

委員会は、これらの点を中心に河川管理者の十分な説明を求めます。

● 余野川ダム

「方針」ではダム事業を「当面実施せず」とされました。この結論は委員会での検討・審議に一致するものであり、委員会は余野川ダム事業を「当面実施せず」との「方針」に賛成します。

今後の課題は、どのようにして多田地区や猪名川下流部の治水の安全性を向上させるかです。堤防強化が主要課題ですが、越水に対しても破堤しにくい強化をめざして、委員会は積極的に発言していきたいと考えています。

「連携して実施してきた関連事業」をどうするかも大きな問題です。「方針」では「関係者と調整する」と述べられていますが、どのような調整をするのか、「誠意ある対応」が求められています。

委員会は、この問題についても関心をもって見守るとともに、積極的に発言していきたいと考えています。

以上

淀川水系5ダムの調査検討についての意見

平成17年12月22日

淀川水系5ダムの調査検討についての意見

淀川水系流域委員会

1 はじめに

1-1 環境面からみたダムについての基本的な考え

ダムは自然環境に多大な負の影響を与えるため、その建設は基本的に避けなければならない。また、不可逆的で重大な負の影響を及ぼすおそれがあると予測される場合は、予防原則に則り、ダム建設を極力回避するようにしなければならない。

1-2 治水面からみたダムについての基本的な考え

ダムは、集水域以外の降雨による洪水に対しては機能しないなど、その効果には限定性がある。このため、新たなダムの建設は他に実行可能で有効な方法がない場合の「最後の選択肢」とすべきである。

1-3 利水面からみたダムについての基本的な考え

異常渇水や少雨化傾向といった気象現象に関連した水資源環境の変化が認められないかぎり、利水を目的とした新規ダムの建設を行わず、水系全体で安定した利水の枠組みを構築する必要がある。

1-4 各ダム共通の事項についての意見

1-4-1 治水

(1) 治水の目標

淀川水系には、木津川に岩倉峡、瀬田川・宇治川に鹿跳溪谷、桂川に保津峡、猪名川に銀橋(鼓滝)という狭窄部が存在している。銀橋という狭窄部は景観あるいは規模の面で他の3狭窄部とは異なり、経済性および緊急性から、これを開削するという方針は妥当である。

(2) 具体的な対策

河川管理者は、破堤による被害の回避・軽減のための具体的な対策として、ソフト施策とハード施策の併用を挙げているが、ハード施策の充実を遅れさせてはならない。ソフト施策の実施には、現行の法制度を超えた総合的な調整が必要で、将来的課題として積極的な検討が望まれる。

(3) ダムの効果

河川管理者がいうように、「ダムは、一般にダム下流から河口まで、洪水時の水位を低下させる効果がある」ことは確かであるが、「治水面からみたダムについての基本的な考え」で述べたように、ダムの治水効果には限定的な面があることも厳然たる事実である。

1-4-2 利水

(1) 水需給のバランス

農業用水・工業用水・生活用水という主な水利用は、ここしばらくはいずれも漸減傾向を継続すると予測され、水需給が今後ともバランスするよう管理する必要がある。

(2) 利水の目標

水道事業者の水道システムの改善についても改善の余地があり、その実現を目指した河川管理者の支援が必要である。河川管理者は、水需要管理の立場から、利水についてもより積極的に関与すべきである。

(3) 水需要の精査確認

これまでの河川管理者による淀川水系における水需要の精査確認には長い時間を要した。今後は速やかに精査確認を行い、定期的に公表する必要がある。

1-4-3 環境への影響

05年7月に発表された「調査検討のとりまとめ」では、これまでの環境を重視するとともに姿勢を堅持するか否かについては言及を避けている。河川管理者は、これまでの姿勢を堅持するとともに、それを明記して、真摯に実行する必要がある。

1-4-4 地域社会への影響

「当面実施せず」とされた2ダムについて、河川管理者は、いま向けられている地域の不信感を真摯に受け止め、関係機関と連携してその払拭に最大限の努力を傾注するとともに、計画発表後の経過と地域の意向を尊重して、十分な対策を講じる必要がある。「実施する」とされた3ダムについても、河川管理者の誠意ある対応が必要である。

2 丹生ダム

2-1 丹生ダムの経緯

ダムの詳細が発表されていない現時点では、丹生ダムが自然環境に与える影響について詳細な意見を示すことはできないため、ここでは河川管理者が新たに示した運用イメージを踏まえて、従来計画を対象としてこれまでに行われた調査検討についての意見を示すこととする。

2-2 丹生ダムの効果についての問題点

2-2-1 高時川・姉川の洪水調節

丹生ダムの3300万m³という洪水調節容量は、1/100規模の降雨に対応するに十分な大きさである。また、集水面積から見ても、丹生ダムのそれは高時川の流域面積(212.0km²)の44%に相当しており、この点でも丹生ダムの高時川ひいては姉川に対する洪水調節能力はきわめて大きいといえる。

2-2-2 琵琶湖周辺の洪水防御および下流淀川の洪水調節

(1) 琵琶湖周辺の洪水防御

集水面積から見ると、琵琶湖周辺の洪水防御に対する丹生ダムの効果はきわめて限定的である。また、05年7月の「方針」で示されたように、高時川に対する洪水調節容量とは別に2000万m³を丹生ダムで確保したとしても、琵琶湖水位の上昇を抑える効果は2cm程度に過ぎず、これもきわめて限定的といわざるを得ない。

(2) 下流淀川の洪水調節

丹生ダムと下流淀川の間には、瀬田川洗堰で水位操作されている湖面積674km²という琵琶湖と総貯水量2628万m³の天ヶ瀬ダムが存在しており、丹生ダムによる洪水調節は淀川の洪水調節に対してはきわめて限定的な効果しかない。さらに、瀬田川洗堰の現行操作ルールのもとでは、淀川の洪水調節への効果はきわめて小さい。

2-3 丹生ダムの調査検討の問題点

2-3-1 高時川の治水

(1) 治水の現状

かつて支川であった田川の流下能力はいまだ十分でなく、洪水氾濫による被害は解消されるに至っていない。天井川となった高時川は、高時川が水源と見られる地下水が周辺地域を潤す一方で、破堤すれば壊滅的な被害をもたらすおそれがある。

(2) 高時川の治水対策

調査検討では、河道改修に堤防強化が含まれていない、治水専用ダムに変更された新たな計画での事業費が示されていないなどの不備および問題点があり、河川管理者はこれらの事項についても真剣かつ早急に検討し、真にこの地域の発展に役立てるということも併せて慎重に判断する必要がある。

2-3-2 異常渇水時の緊急水補給と洪水調節容量確保

異常渇水時における緊急水の確保では、河川管理者が主張する必要量の論理的根拠が明確でない。また、その容量を琵琶湖で確保するといった今回の方針は、適切な方法であるといえるが、異常渇水時においても琵琶湖の水位低下を抑制できるように、取水制限・維持流量放流制限・節水などの渇水対応をより厳しく実施することが先決である。

一方、増大する洪水リスクに対応するための方法については、事前放流時期を早めることによって水位上昇を5cm以上抑制する技術的可能性について、さらなる検討が求められる。しかし、丹生ダムに2000万m³の洪水調節容量を上乗せして、合わせて7cmの水位上昇抑制効果を確保する方法については、仮にその洪水調節容量を確保しても、琵琶湖水位2cmの上昇抑制が可能となるにすぎない。

2-3-3 環境への影響

治水専用ダムとしての堤体構造が不明であるうえ、運用に関する情報が明らかにされていないため、環境面への影響について言及することは難しい。

ダム建設の利点はその影響の不確定性を考慮に入れたうえで判断する必要がある。さらに、その予兆を適切に監視・評価し、影響を最大限に軽減する対策を計画に織り込まねばならず、このような課題を検討するための具体的なプロセスの提案が求められる。

(1) ダムおよびその上流域の生態系への影響

河川管理者がダム建設による生態系への影響について、工事期間中および貯水池供用後の影響に対する保全策として挙げられているのは、きわめて限定的である。また、それ以外の保全対策も、特定の種をいかに移植して保全したところで、それらの種が本来生息していた生態系を保全することにはならない。

(2) ダムの下流河川および琵琶湖環境への影響

姉川からの融雪水による琵琶湖への影響については、新たに示されたダム計画の具体的な運用方法が明確でない現時点で、結論の正否について述べることはできない。ただ、地史的に形成されてきた琵琶湖とその集水域の自然環境に与える不可逆的な負の影響に対する懸念を払拭することは難しい。また湛水を行わないとしても、ダムが存在することで魚類をはじめとする生物の移動が妨げられることに違いはない。

2-4 今後検討を要する事項

2-4-1 高時川の瀬切れ対策としての湖水の逆水

「方針」には、高時川の瀬切れ対策として琵琶湖からの逆水が調整事項として示されている。この点に関しては、逆水が及ぶ水域の生態系への影響や農業用水などの水管理と関係するため、詳細が明らかにされた段階で改めて意見を述べる。

2-4-2 地域社会への影響

流域委員会は、「提言」や「中間とりまとめ」のなかで、丹生ダム建設が地域社会へ及ぼす影響について述べてきた。河川管理者は、今回の「方針」に示された計画変更の影響を含め、地域住民、関係自治体の意見を聴取し、合意形成に向けた努力をすることが重要である。

3 大戸川ダム

3-1 大戸川ダムの経緯

05年7月の「調査検討」では、利水者が全量撤退の見込みであり、保津峡・岩倉峡の開削がないままで天ヶ瀬ダム再開発が行われた場合は、宇治川・淀川への洪水調節の効果は小さいという調査検討結果が示された。大戸川ダムが治水単独目的の事業となると、治水分の事業費が増加し、経済的に不利になるとの理由で、新たなダムの方針では「当面実施せず」とされた。

3-2 大戸川ダム事業に関わる今後の課題

3-2-1 大戸川の治水

(1) 大戸川下流域の現況

大戸川は、洪水流の土砂含有率が高く、これが洪水災害を激甚化させてきた。明治時代に始まった近代砂防事業により土砂流入は沈静化されつつあるが、危険が去ったわけではない。

(2) 大戸川の治水対策

大戸川の治水対策の実施については、直轄化をも視野に入れた国の関与が必要である。河川管理者が示した代替案は、①の河川改修案では、瀬田川洗堰の放流操作にも影響が及ぶことに注意する必要がある。②の遊水地については適地があるかが問題である。土地利用の現状からいえば、農地に遊水機能をもたせることについても検討する必要がある。③の建物耐水化案については、治水の現状を関係者に周知し、この事業への理解と協力を得る努力が続けられねばならない。

3-2-2 関連事業等

ダム建設と併せて行なわれることになっていた水源地域対策や県道大津信楽線整備については、河川管理者の誠意ある対応が必要である。また、県道の付替えなどの工事に伴う環境への影響を極力抑える必要がある。

3-2-3 地域社会への影響

今後、ダムや河道整備のみによる治水の限界について住民の理解を得るとともに、住民と行政の協働のもとで治水を進めるべく、一層の努力を行う必要がある。

4 天ヶ瀬ダム再開発

4-1 天ヶ瀬ダム再開発の経緯

流域委員会は、天ヶ瀬ダム再開発の必要性にこれまでから一定の理解を示してきたが、詳細な規模・構造が示されていない現段階では、この事業への明確な意見を示すことは不可能であり、それが示された時点で改めて意見を示すこととする。

4-2 天ヶ瀬ダム再開発の効果についての問題点

4-2-1 宇治川・淀川の洪水調節および琵琶湖周辺の洪水防御

天ヶ瀬ダムの放流能力を増大させることは、宇治川・淀川の洪水調節のみならず、瀬田川洗堰の放流能力増大を通じて、琵琶湖周辺の洪水防御にも効果がある。とくに宇治川・淀川の洪水調節のために瀬田川洗堰の全閉が必要な現状では、瀬田川洗堰の放流能力につながる天ヶ瀬ダム再開発が必要である。さらに、瀬田川洗堰の放流能力を増大すると、琵琶湖の環境改善につながることになる。

4-2-2 京都府(上水)の新規利水

天ヶ瀬ダムの放流能力の増大は、洪水調節や発電に支障を与えることなく、より多くの取水を可能とし、新規利水に供せるようになる。

4-2-3 発電

天ヶ瀬ダムの放流能力の増大は、洪水期の夏場にもより多くの水を喜撰山ダムに送ることを可能とし、結果として喜撰山発電所での年間発電量が増えるようになる。

4-3 天ヶ瀬ダム再開発の調査検討の問題点

4-3-1 天ヶ瀬ダムの放流能力の増大

(1) 放流能力の増大量

河川管理者が05年7月の「調査検討」で示している天ヶ瀬ダムの洪水期制限水位での1,500m³/sへの放流能力の増大は、71年12月に策定された淀川水系工事実施基本計画に示されたものを踏襲したもので、明確な論理的根拠が示されていない。一連事業のなかで、放流能力の増大を制約する最も大きな要素は宇治川塔の島地区の流下能力である。

(2) 放流能力の増大方法

河川管理者は天ヶ瀬ダムの放流能力の増大方法として、それまで有力視してきたパイパス・トンネル案のほかに、既存施設を活用した案を検討の対象としている。

放流能力の増大方法については別途専門委員会で検討されているが、どのような方法を採用しようとも、技術的可能性・安全性ばかりでなく、環境への影響に対する配慮が必要である。

4-3-2 瀬田川洗堰の放流能力

従来の放流能力を増大する方法として、河川管理者は洗堰下流側の水位を低下させることのみに着目しているが、堰幅の拡幅あるいはスパン間隔の増大といった堰自体の改築についても将来的課題として検討する必要がある。

4-3-3 鹿跳溪谷の流下能力

鹿跳溪谷の流下能力を増大するため検討されているバイパス・トンネル案は、鹿跳溪谷の景観を保全するには適切な方法と判断されるが、特色ある歴史的・地形的な景観を保全するため、平常時にはすべての流量が鹿跳溪谷を流下するように配慮する必要がある。鹿跳溪谷流入部の小規模の河床掘削についても検討する必要がある。

4-3-4 宇治川塔の島地区の流下能力

宇治川塔の島地区の流下能力の増大に関しては、この地区の歴史的・文化的景観を考慮して、河床掘削を極力抑制する必要がある。このためには、流下能力を低下させている構造物の撤去についても検討する必要がある。宇治川の堤防については、琵琶湖の後期放流の継続時間を考慮すると、他の地区にもまして堤防の安全性についてはより十分な精査を行ったうえで実施すべきである。

4-3-5 環境への影響

(1) 生態系への影響

河川管理者は瀬田川・宇治川のナカセコカワニナ(環境省絶滅危惧ⅠA類)に対する影響のみを問題視しているが、瀬田川・宇治川・淀川の主要な種や生態系への影響も考慮すべきである。

また、天ヶ瀬ダム再開発に伴って瀬田川洗堰の放流能力が増大したからといって、水位を急速に低下させれば、琵琶湖のみならず下流の瀬田川・宇治川・淀川の環境と生態系に重大な悪影響を及ぼすおそれがあるため、慎重な堰操作が必要である。

(2) 景観への影響

流下能力を増大させるための河床掘削は、今後、歴史性を踏まえた景観計画を地域住民とともに検討する必要がある。天ヶ瀬ダム貯水池の水位は、揚水発電により大きく変化し、これがダム湖の水辺景観を著しく悪化させているため、改善についての検討が必要である。鹿跳溪谷については、平常時の流量を従来通りに保つことが重要である。

(3) 低周波音

天ヶ瀬ダムの放流量が増加すると低周波音の影響が増加するおそれがあるため、影響予測およびその対応策についての調査検討が必要である。

5 川上ダム

5-1 川上ダムの経緯

新規利水の減少により川上ダム計画は縮小される可能性があるが、現時点では、詳細な規模や構造が発表されていない。このため、流域委員会としての意見はこれらが発表された段階で改めて示すこととし、ここでは従来計画を対象とした「調査検討」についての意見を示す。

5-2 川上ダムの効果についての問題点

5-2-1 前深瀬川・木津川・淀川の洪水調節

流域面積から見れば、川上ダムは木津川の下流に対しては、狭窄部である岩倉峡の開削が実施されないかぎり、限定的である。河川管理者が示した、氾濫面積の比較による川上ダムの効果の検証では、洪水水位が「堤防天端一余裕高」で破堤するとの仮定により比較をしているが、あわせて洪水水位がどの程度低減されるかを示す必要がある。

上野地区における洪水の水利特性を解析する場合の出発点となる岩倉地点の水位・流量曲線についてはより詳細な検討が必要である。

5-2-2 流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能の維持の対象は環境と利水の双方を満足させるのが普通であるが、川上ダムの場合、前深瀬川および木津川の既得用水の補給が主対象であり、河川の環境保全を十分に配慮したとはいえない。既得用水の補給が主対象である場合、付随的に河川環境の保全に貢献しようとも、流水の正常な機能の維持とする取扱いには論理的な疑義がある。

5-2-3 三重県(上水)の新規利水

05年7月の調査検討によれば、奈良県および西宮市が全量撤退の見込み、三重県も約40%減の0.358m³/sに減量見込みとされている。新規利水にこのような変化が生じた以上、ダム容量についての再検討が必要であるが、現時点では検討結果が示されていない。可及的速やかな再検討結果の提示が必要である。

5-3 川上ダムの調査検討の問題点

5-3-1 上野地区の治水

(1) 川上ダム流域の雨量

川上ダムという重要な事業に関わる流域平均雨量を他の流域の雨量観測値をもとに推定することは適切さを欠いたものといわざるを得ない。川上ダム流域の雨量特性をよりの確に把握するには前深瀬川および川上川のそれぞれの流域に少なくとも1箇所以上の雨量観測所を設置する必要がある。

(2) 木津川岩倉地点における水位・流量関係

上野地区における河川流の水理解析を行うには岩倉地点における水位と流量の関係を知る必要があるが、河川管理者は流量観測法と水面形追跡法という2つの方法によってこの関係を求めようとしている。ここで用いられている流量観測法では、推定値の信頼度が著しく低い。一方、水面形追跡法は、河川管理者が行ったこれまでの不等流計算には、対象区間の流れには常流と射流が混在しているにもかかわらず、常流のみが存在するとして計算していたなどの問題があった。

(3) 上野地区の洪水特性

河川管理者は木津川岩倉地点における水位・流量関係について真剣な検討を行い、これまで用いてきた水位・流量関係と有意な差がある場合には、上野地区の洪水特性について抜本的な見直しを行う必要がある。

5-3-2 利水

(1) 川上ダムの利水について

川上ダムの利水は、奈良県、西宮市の撤退と三重県の利水見直しにより0.358m³/sのみとなったが、その必要性などについては、検討が不十分といわざるを得ない。ここでは新規利水を必要と仮定するが、木津川本川の自流からの取水もしくは川上ダム以外の代替水源で賄うことの可能性についての検討が必要である。

(2) 木津川本川自流からの取水について

岩倉峡上流で合流する柘植川、服部川、木津川の濁水流量の合計値は約4m³/sを上回っている。この一部を伊賀水道事業(上水)に利用することは可能である。複数の関係機関にまたがる水利調整は容易ではないが、河川管理者が水需要管理の実現をめざして積極的に取り組めば不可能ではないので英断をもって取り組むべきである。

(3) 代替水源について

河川管理者は伊賀水道(三重県)が必要とする0.358m³/sを未利用水量の多い大阪市上水の水利権から転用する条件整備を図ることを積極的に検討すべきである。三重県に水源を有する淀川下流の大口利水者が、淀川水系全体の水需給バランスを図る河川管理者の水利調整に協力し、未利用水を提供することは、水需要管理への第一歩としてきわめて意義深い取り組みと考える。

5-3-3 川上ダムの自然環境への影響

(1) 水質等への影響について

既存の木津川水系のダム群では、夏季に藍藻(シアノバクテリア)類の異常増殖が記録されており、それらのダムよりも滞留日数が長期化すると考えられる川上ダムでは、植物プランクトンの増殖に起因する水質障害、つまり水道水の着臭等に関する懸念に対して十分に説明できるよう調査検討を行う必要がある。

1) 水質予測

予測式の計算のための基礎データを再吟味し、より精度を高める努力を続けるとともに、川上ダムにおいて予測される藻類の異常増殖等を想定した水質保全対策が検討されるべきである。

2) 水質汚濁対策

既存のダム(高山ダム)での曝気循環による水質改善の効果については、改善効果を証明するには至っていない。また、水質障害の原因となる藻類を藍藻類と渦鞭毛藻類に限定した検討に留まっている。発生する藻類の総量を対象として既存のダムでの状況把握を行い、それを考慮した川上ダムにおける対策を検討する必要がある。

3) 下流での水温変化と濁りの流出

夏から冬にかけての水温上昇の影響については言及されていないが、水生昆虫等の羽化時期など河川生物の生活史に影響を与える可能性がある。また水温の日較差の消失についても考慮する必要がある。濁りについては、SS 10mg/L前後の濁度についてもダム運用前後の濁りの比較を行うべきである。

(2) 貯水池周辺の生息生物への影響について

1) 生態系の調査について

調査にあたっては、上位種を指標として食物連鎖関係など多様な関係性、すなわちダム建設予定地とその周辺の生態系の構造解明と生態系全体に対する影響、影響の回避または軽減、生態系全体の保全などについて調査検討する必要がある。

2) 調査検討方法の問題点

ダム事業者が自然環境に関する保全対策について、その手法の評価が定まらず、それが適切かどうか明らかでない段階で、多くの「植物の移植」「動物の移動」などを試験として行ってきたことは実質的には「実施」に等しく、希少な動植物の保全という観点から見直すべきである。

3) オオサンショウウオへの影響-保全目標と調査検討の考え方

個体群存続可能性の検討などの検討を十分に行わず、現状のようにダム湛水予定地の個体を湛水域上流の河川に移動するような措置は見直すべきである。実験を行う際に、当該移動場所の巣場所や餌の環境容量を予測し、それに応じた移動を検討すべきである。これらの検討を行ったうえで、「前深瀬川と川上川の両個体群の安定的維持増殖」が脅かされることになれば、その保全対策をとるべきである。

4) オオタカへの影響について

影響予測の項では、現実の資料を図示した上でオオタカへの影響を論ずべきであると考えられる。また、採食中心域へのダムの影響は、ダムにより影響を受ける場所を集中的に利用している可能性があるため、時間配分で重み付けを行った資料で影響を論ずべきである。

5) 自然環境への影響評価

3)のオオサンショウウオおよび4)のオオタカへの影響を含めた自然環境への影響評価について、河川管理者は「川上ダム建設に伴う自然環境への影響について」のなかで、学識経験者のコメントをあげて、ダム建設が自然環境に与える影響は軽微であるかのごとく示唆しているが、自然環境に与える影響については上記指摘事項に対して十分な検討を行うべきである。

5-3-4 流水の平滑化と土砂移動の遮断への影響について

(1) 流水の平滑化の影響

これまで配慮されることがなかった攪乱の減少をダム建設の環境影響の検討課題として取り上げたことは評価できる。水位低下の程度や規模、冠水頻度の変化が河川の環境に及ぼす影響についての調査検討が必要である。流量の平滑化については、これまでの検討を再評価するとともに、さらに広範囲の環境影響を調査検討すべきである。

(2) 土砂移動遮断の影響

1次元河床変動解析により、ダム下流の前深瀬川や同川が流入した木津川の一部では、河床材料の粗粒化傾向が予測されているが、今後の課題としては、粗粒化が河川生物群集に及ぼす影響、および微生物などによる水質浄化能力の変化、砂河川の景観の変化などについての調査検討が必要である。

(3) ダムの堆砂対策

ダムの堆砂対策として「土砂移動の連続性を維持するため、貯砂ダムの設置や堆積した土砂をダム下流へ供給する方策を検討し、保全対策を行っていく」としているが、連続的な排砂構造とその運用方法などについても調査検討が必要である。

5-3-5 地域社会への影響

ダム計画の内容如何は地域社会に大きな影響を及ぼす。河川管理者は、地域住民、関係自治体の意見を聴取し、合意形成に向けた努力をするとともに、誠意をもって対応することが重要である。

6 余野川ダム

6-1 余野川ダムの経緯

05年7月に発表された新たな「方針」では、余野川ダム事業は「当面実施せず」とされた。

6-2 余野川ダム事業に関わる今後の課題

6-2-1 猪名川の治水

(1) 多田地区の治水

「いかなる大洪水に対しても壊滅的被害を回避・軽減する」という治水の理念からすれば、目標洪水はひとつの目安に過ぎないが、その選択には慎重を期す必要がある。また、狭窄部(銀橋)を開削した場合の下流の安全性を代表的な実績洪水あるいは既往最大規模の洪水に対して検討し、許容開削量を定めることについても検討する必要がある。

(2) 猪名川下流の治水

超過洪水に対する狭窄部の開削の影響に関する具体的対策として、河道掘削が余野川ダムに比べて事業費の点で圧倒的に有利であることから採用しているが、妥当な選択と評価できる。しかし、流下能力の増大という観点からは、高水敷の切下げなどについても検討する必要がある。また、井堰の改築や撤去については必要性について慎重に検討するとともに、6-2-2に示すような環境への配慮が必要である。また、猪名川0.0~3.0km地点の流下能力が小さいため、神崎川を含めて、河床掘削についての検討が必要である。

猪名川の下流沿川には人口と資産が集中しており、新たな強化工法の適用が必要である。これまでの堤防強化では浸透と侵食のみが対象とされているが、越水についての配慮が不可欠である。

6-2-2 環境への影響

洪水時の水位を低下させるための掘削対象として、猪名川の河川環境に配慮して、主に中州の平水位から上の部分としているが、必ずしも妥当ではない。中州でも自然環境上重要な場所は保全措置をとることが必要である。また、高水敷を切下げ場合は、現在供用されている河川公園の縮小や廃止の問題も検討すべきである。また、掘削形状については、河川の変動特性や自然環境の保全を十分考慮して決定すべきである。

中州の掘削とともに、井堰の改築や床固めの撤去が予定されているが、河川の縦断方向の連続性の確保を配慮して、魚道の設置などを検討する必要がある。

河道掘削等における基本的な考え方としては、まず現在自然環境保全上特筆すべき重要な種や生態系の保全を図ることが必要である。そのうえで、河川環境の保全・再生に配慮することは、最低限必要な措置である。

6-2-3 関連事業

「水と緑の健康都市」などの関連事業については、誠意ある対応が望まれる。

6-2-4 地域社会への影響

余野川ダムの計画にあたっては、地元をはじめとする地権者らの協力があつた。今回の方針で河川管理者はこの計画を「当面実施しない」としたが、計画変更に伴う混乱を解消することへの誠意ある対応が望まれる。

第1次淀川水系流域委員会委員名簿 (2005年1月31日時点/五十音順)

氏名	対象分野	所属等
芦田 和男 (委員長)	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問
有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員
池淵 周一 (利水部会長)	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授
井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長
今本 博健 (治水部会長)	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授
江頭 進治	河道変動	立命館大学工学部 教授
大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授
荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授
嘉田 由紀子	地域・まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問
川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	NPO法人 全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
川那部 浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長
川端 善一郎	生態系	京大大学生態学研究センター 教授
紀平 肇	動物	中間法人 水生生物保全研究会 理事
倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長
小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャークラブ 会長
小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長
宗宮 功 (環境・利用部会長)	水質(水質工学)	京都大学名誉教授 龍谷大学教授
田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表
田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 助教授
谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授
田村 悦一	法律(行政法)	京都橘女子大学文化政策学部 教授 立命館大学 名誉教授
塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネットとコーディネイト)	子供と川とまちのフォーラム 副代表
寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表

氏名	対象分野	所属等
寺田 武彦 (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長
寺西 俊一	経済(環境経済学、環境政策論)	一橋大学大学院経済学研究科 教授
中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長
西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員
仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授
畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授
服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授
原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 教授
尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授
畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表
藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長
細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会
本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長
榎村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長
榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長
松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 監事
松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、環境 (自然保護)教育)	池田・人と自然の会 代表
水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
三田村 緒佐武 (住民参加部会長)	環境教育 (水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授
村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表
森下 郁子	動物	大阪産業大学 人間環境学部 教授
矢野 洋	水質	神戸市水道局水技術部 調査役
山村 恒年	法律(行政法・環境法)	弁護士・元神戸大学教授
山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民
吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 理事 江戸川大学 助教授
米山 俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 国際京都学協会 理事長
鷲谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
和田 英太郎	水質(同位体生態学)	地球環境フロンティア研究センター プログラムディレクター
渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長

注：対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第2次淀川水系流域委員会委員名簿 (2006年1月31日時点/五十音順)

氏名	対象分野	所 属 等
綾 史郎	洪水、高潮・津波	大阪工業大学 教授
池淵 周一 (猪名川部会長)	水資源・水循環	京都大学防災研究所 教授
今本 博健 (副委員長、淀川部会長)	洪水	京都大学 名誉教授 水工技術研究会 会長
江頭 進治	河道形状・土砂移動	立命館大学理工学部 教授
岡田 憲夫	事業評価	京都大学防災研究所 教授
荻野 芳彦 (利水・水需要管理部会長)	農業関係	大阪府立大学 名誉教授
嘉田 由紀子	地域・まちづくり	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問
角野 康郎	植物	神戸大学理学部 教授
金盛 弥	洪水	元大阪府副知事
川上 聡 (木津川上流部会長)	住民連携	NPO法人 全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
川崎 雅史	景観	京都大学大学院工学研究科 助教授
澤井 健二	河川敷・水面利用	摂南大学工学部 教授
高田 直俊	洪水、河道形状・土砂移動	大阪市立大学 名誉教授 社団法人 大阪自然環境保全協会 会長
田中 真澄	住民連携	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 NPO法人 市民環境研究所 副代表
千代延 明憲	住民連携	流域住民
寺川 庄蔵	住民連携	びわ湖自然環境ネットワーク 代表
寺田 武彦 (委員長)	法律	弁護士 (元日弁連公害対策委員会委員長) 龍谷大学法科大学院 教授
寺西 俊一	経済	一橋大学大学院経済学研究科 教授
戸田 直弘	漁業関係	滋賀県漁業共同組合連合青年会 理事
中村 正久 (琵琶湖部会長)	水環境	滋賀大学 環境総合研究センター 教授
西野 麻知子	動物	滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター 総括研究員
本多 孝	住民連携	IPNET-Jインタープリテーションネットワーク・ジャパン 事務局長
水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
三田村 緒佐武 (副委員長、住民参加部会長)	生態系、住民連携	滋賀県立大学環境科学部 教授
村上 興正	生態系、動物、景観	同志社大学 嘱託講師
村上 哲生	水質	名古屋女子大学 教授
安田 喜憲	水文化	国際日本文化研究センター 教授
谷内 茂雄	生態系	総合地球環境学研究所研究部 助教授

委員会規約

淀川水系流域委員会規約

(設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨に基づき、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という。）が「淀川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、次の事項につき、意見具申又は答申を行うことを目的とする。

- (1) 淀川水系河川整備計画（案を含む）の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べること
- (2) 淀川水系河川整備計画（案を含む）の変更について意見を述べること
- (3) 関係住民の意見の反映方法について意見を述べること
- (4) 河川法に基づき淀川水系河川整備計画が策定されるまでは「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に準じて、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べること
- (5) 河川法に基づき淀川水系河川整備計画が策定された後は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べること

(委員会)

第3条 委員会は、委員会での審議、部会からの報告を受けた事項に関する審議、調整を行い、委員会としての意思決定を行う。

2. 委員会は、部会に対して審議する事項について指示する。
3. 委員会委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
4. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
5. 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決することとし、可否同数のときは議長の決するところによる。なお、委員会の意見について少数意見がある場合にはこれを付することとする。
6. 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は専門的知識を有する具体的候補を選定のうえ、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。
7. 委員会は、委員相互の議論、理解を深めるため、委員による学習会・検討会・現地視察等の方法により必要な調査研究を行うことができる。

(運営会議)

第4条 委員会は、委員会、部会及びワーキンググループの審議ならびに運営に関する事項、および、その他委員長が必要と認めた事項について検討を行うため、運営会議を設ける。

2. 運営会議は、委員長・副委員長・部会長・ワーキンググループリーダーにより構成する。ただし、部会長が出席できない場合は副部会長が出席することができる。

(部会)

- 第5条 委員会は、委員会の下部組織として、地域別又はテーマ別の部会を設けることができる。
2. 部会は、委員会から指示された事項及び委員会の了承を得た部会独自の必要判断事項について議論を行い、委員会に報告する。
 3. 各部会の委員構成は、委員会がこれを決定する。
 4. 部会は、部会委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
 5. 部会の議事は、部会出席委員の過半数でこれを決することとし、可否同数のときは議長の決するところによる。なお、部会の意見について少数意見がある場合にはこれを付することとする。
 6. 部会は、部会委員相互の議論、理解を深めるため、運営会議の承認のもとに、部会委員による学習会・検討会・現地視察等の方法により必要な調査研究を行うことができる。

(ワーキンググループ)

- 第6条 委員会は、河川整備計画に関する特定の問題を委員相互で議論し、理解を深めるため、必要に応じてワーキンググループ（以下WG）を設けることができる。
2. WGのリーダー及びメンバーは、運営会議の推薦にもとづき委員会が決定する。
 3. WGのメンバーは、原則として、委員会委員とするが、委員会が必要と認めた場合は、専門的知識を有する者に委嘱し、必要な調査、研究、報告を依頼するよう整備局長に要請することができる。

(委員長及び部会長等)

- 第7条 委員会には委員長及び副委員長を置き、各部会には部会長及び副部会長を置く。
2. 委員長は、委員会委員の互選により定め、部会長は部会委員の互選により定める。
 3. 副委員長は委員長が、副部会長は部会長が指名する。
 4. 委員長は、委員会の事務を総理し、その会議の議長となり、委員会活動の充実及び活性化を図るよう努めなければならない。
 5. 部会長は、部会の事務を総理し、その会議の議長となり、部会活動の充実及び活性化を図るよう努めなければならない。
 6. 委員長に事故がある時は、副委員長がその職務を代理する。
 7. 部会長に事故がある時は、副部会長がその職務を代理する。
 8. 委員長・副委員長・部会長・副部会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

- 第8条 委員会は委員長が、部会は部会長が、WGはWGリーダーが各々招集する。ただし、委員長が選任される前においては前委員長がこれを招集し、また部会長が選任される前においては委員長がこれを招集する。
2. 委員長は、必要に応じて2以上の部会又はWGの合同部会又は合同WGを開くことができる。
 3. 委員長及び副委員長は可能な限りすべての部会・WGに出席し、議事の内容の掌握に努めなければならない。
 4. 委員は、部会長又はWGリーダーの了承を得たうえで、必要に応じて自己の所属する部会・WG以外の部会又はWGに出席し、発言することができる。
 5. 委員長、部会長又はWGリーダーは、必要に応じて部会又はWGに、所属部会又は所属WG以外の者の出席、発言を求めることができる。
 6. 河川管理者は、委員の要請に対して積極的に発言するほか、委員長、部会長の許可を得

て自ら発言できる。

7. 河川管理者はWGリーダーより要請があった場合にはWGに出席し、リーダーの要請に対して積極的に発言する他、リーダーの許可を得て自ら発言できる。
8. 委員長又は部会長は、一般の傍聴者に対して発言の機会を設ける。
9. 委員会は、積極的に関係住民の意見を聴取することを原則とする。

(情報公開)

- 第9条 委員会及び部会の会議は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については委員会で定める。
2. WGは、提出資料及び議事内容は原則公開とし、会議の公開及びその他に公開する情報及び情報公開方法については当該WGで定める。
 3. 整備局長は、前項で定められた内容に従って、情報公開する。

(庶務)

- 第10条 委員会の庶務は、近畿地方整備局が委託した民間企業が委員長及び部会長の指示を受けて中立的立場で行う。

(規約の改正)

- 第11条 本規約の改正は、委員会委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

- 第12条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるが、その際、付録に示す淀川水系流域委員会準備会議の答申、準備会議資料及び議事録を参考にする。

付則

(施行期日) この規約は、平成13年2月1日から施行する。

- 改正 平成14年7月30日
平成15年2月24日
平成16年7月2日
平成17年3月14日